

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	6
第2章 本村における子ども・子育ての現状等	8
1. 人口等の状況	8
2. 子ども・子育てを取り巻く環境	13
3. アンケート調査結果の概要	15
4. 計画の主要課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 重点プロジェクト（子どもの貧困対策）	28
3. 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1. 子育て・保育・教育の環境づくり	31
基本目標2. 親と子が健やかに暮らせる環境づくり	40
基本目標3. 子どもと子育てにやさしい環境づくり	48
第5章 量の見込みと確保方策	51
1. 教育・保育提供区域の設定	51
2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	51
3. 地域子ども・子育て支援事業	53
第6章 計画の推進	60
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進捗状況の管理	60

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では出生数や出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、令和5年の出生数は72万7,288人で、前年の77万759人より4万3,471人減少し、明治32年の人口動態調査開始以来最少となりました。また、合計特殊出生率は1.20で前年の1.26より低下し、過去最低となり、こうした少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムの維持が難しくなります。

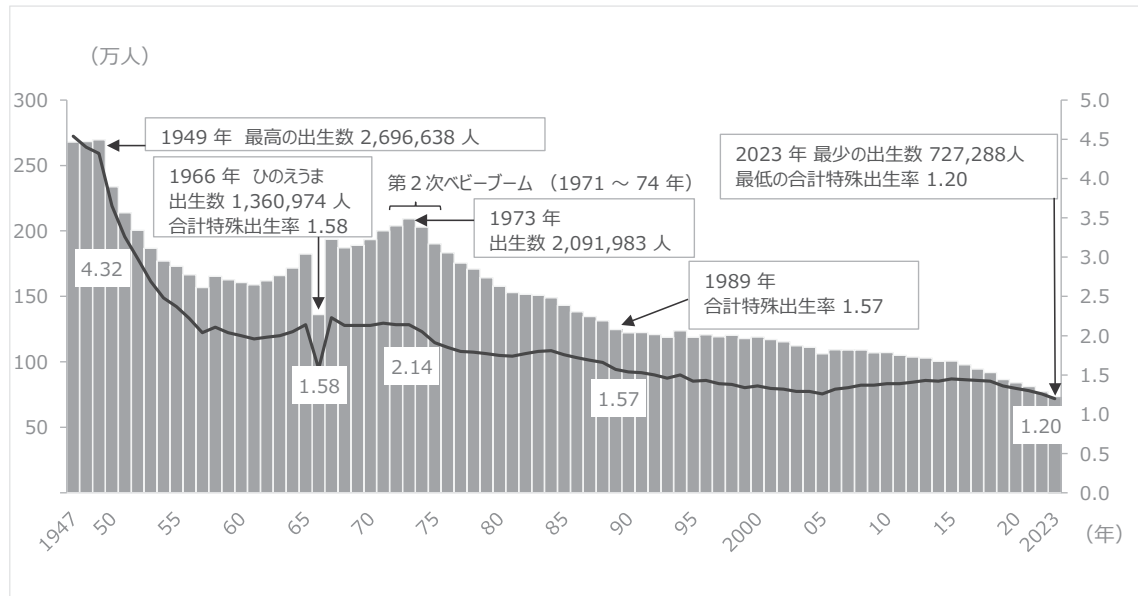
国では平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化に取り組み、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、さらに安心して子育てができる環境の整備と子育て支援事業の充実を重要な課題として、その解決に向けて取り組んでいます。

子ども・子育て支援法第61条第1項において、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定されています。

芸西村（以下「本村」という。）では、平成27年度からの第1期計画、令和2年度からの第2期計画を策定し、子ども・子育て支援法の趣旨に則り、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第2期計画が令和6年度に終了することから、依然として厳しい子どもの育ちや子育てをめぐる状況に対応すべく、令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）をはじめとする子ども・子育てに関連する法律等を踏まえ、第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定します。

◇出生率・合計特殊出生率の推移◇



◇子ども・子育て支援法（抜粋）◇

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

【子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要】

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（１）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。

②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（２）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

（３）共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。

②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（＊）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（＊）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

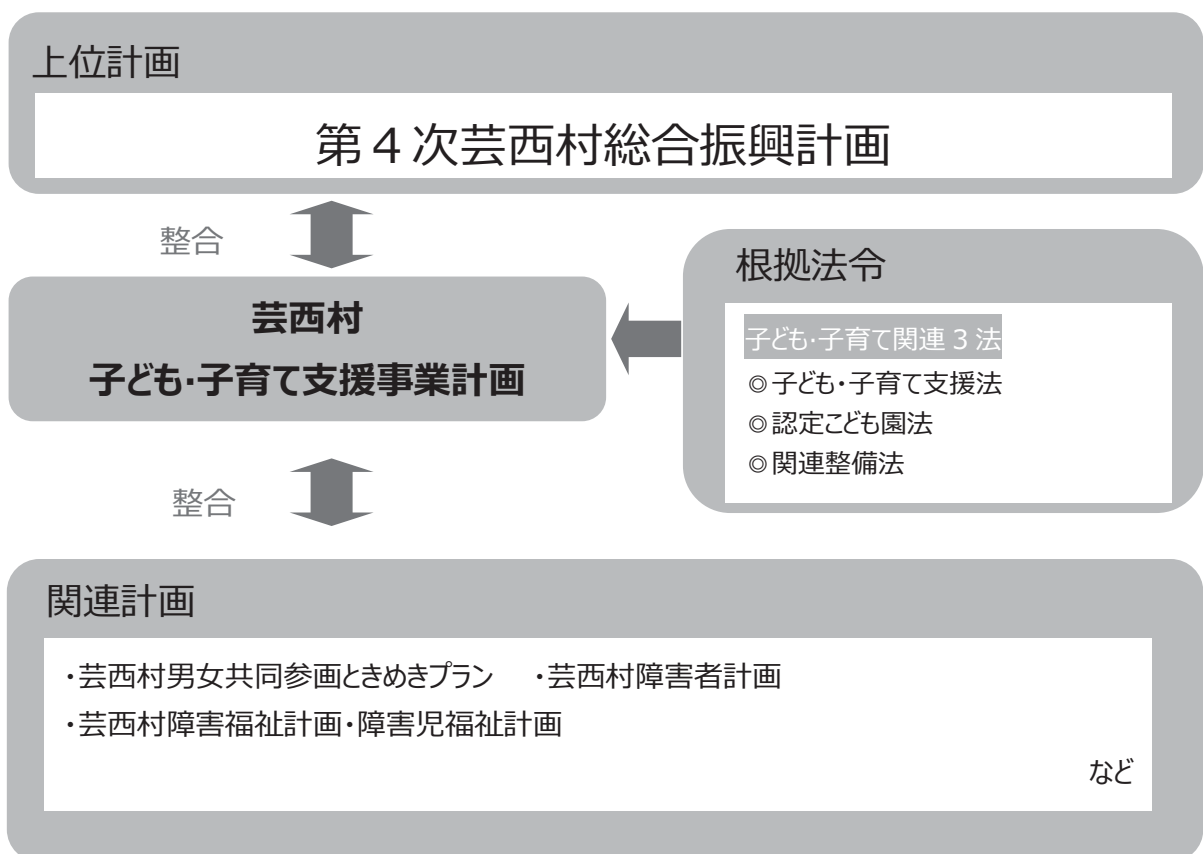
（＊）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、芸西村の子どもと子育て家庭を対象として、芸西村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものであり、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取組について包含するとともに、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、本村の最上位計画である「第4次芸西村振興計画」や関連計画と整合性をとって定めます。

◇計画の位置づけ◇



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

なお、時勢の変化等の状況に応じて、適宜見直すものとします。

◇計画の期間◇

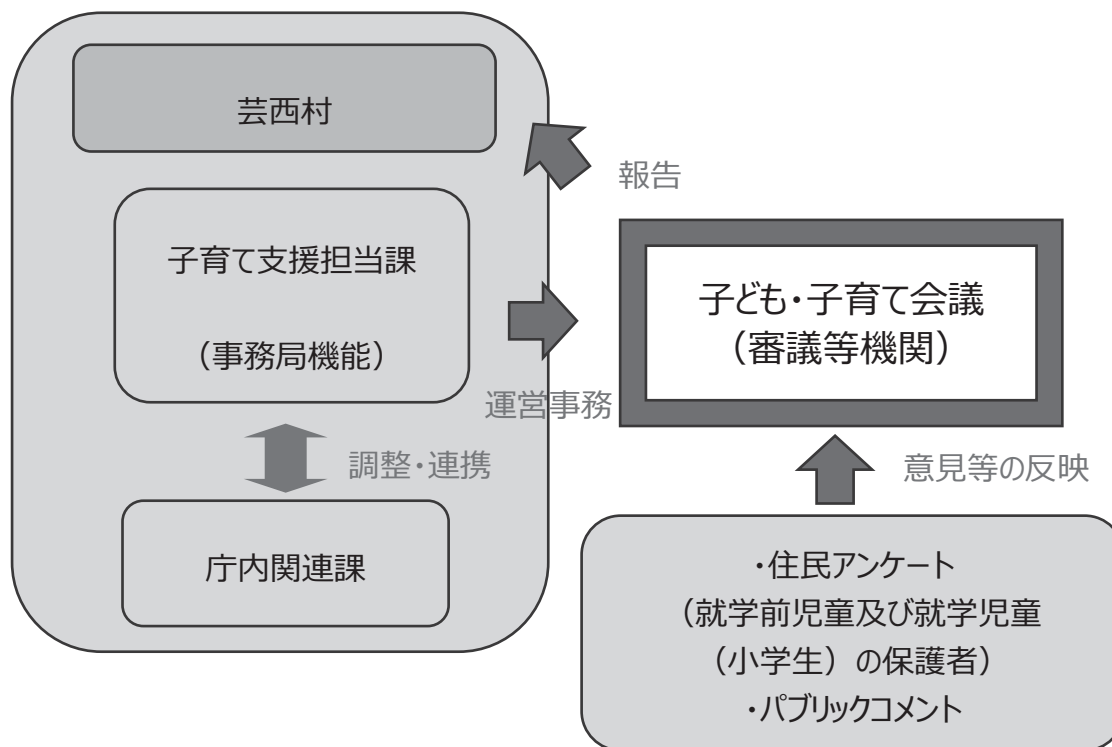
年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計 画										
	第2期芸西村子ども・子育て支援事業計画									
						第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議における審議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている「芸西村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

◇計画の策定体制◇



(2) アンケート調査の実施

就学前児童及び就学児童（小学生）の保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。実施の概要は下記のとおりです。

◇アンケート調査実施概要◇

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	115	74	64.3%
	就学児童（小学生）	170	117	68.8%
調査期間	令和6年6月			
調査方法	郵送による配付・回収			
調査目的	○就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。 ○子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。			

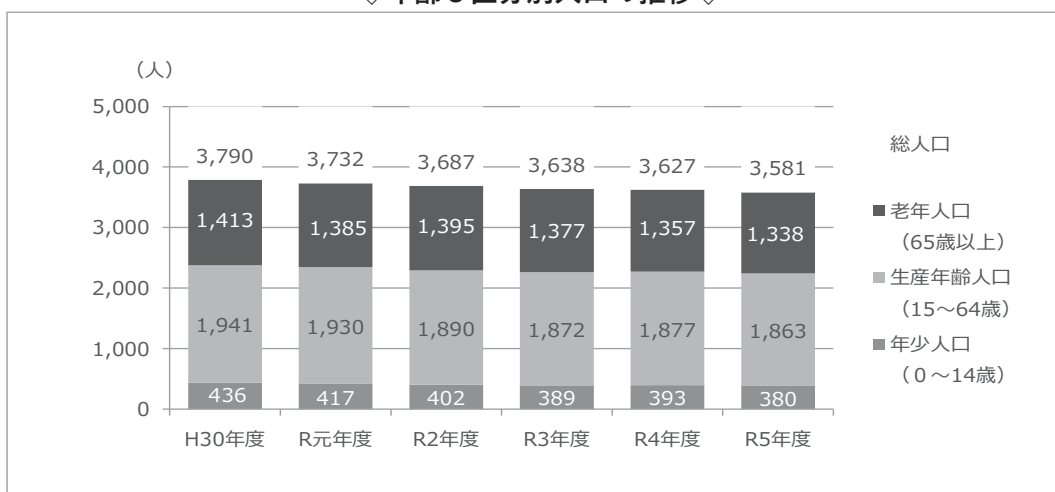
第2章 本村における子ども・子育ての現状等

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移

平成30年度から令和5年度までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移し、令和5年度には3,581人となっています。年齢3区分別でも、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）ともに概ね減少傾向で推移しており、特に、年少人口の減少幅が大きくなっています。

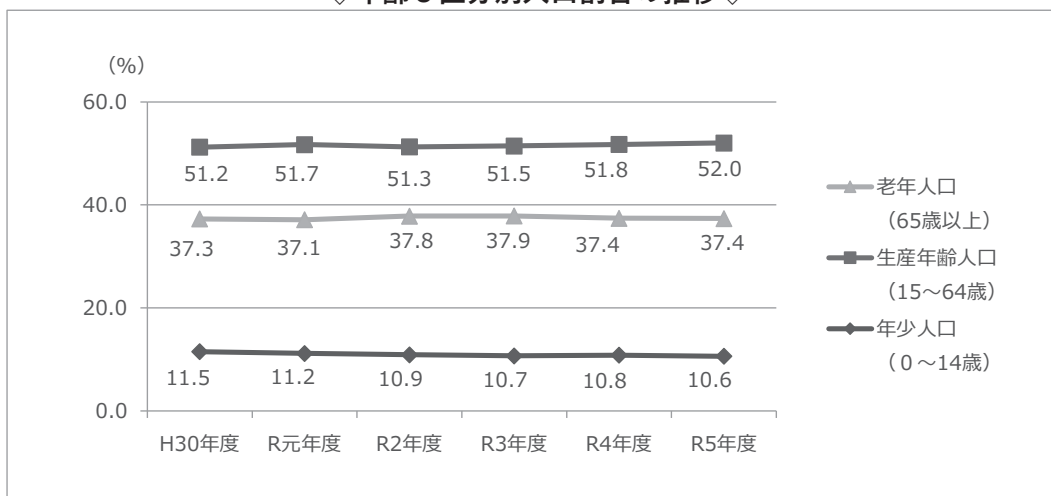
◇年齢3区分別人口の推移◇



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合でみると、年少人口割合は概ね減少傾向、老年人口割合は概ね横ばい、生産年齢人口割合は概ね増加傾向で推移しています。

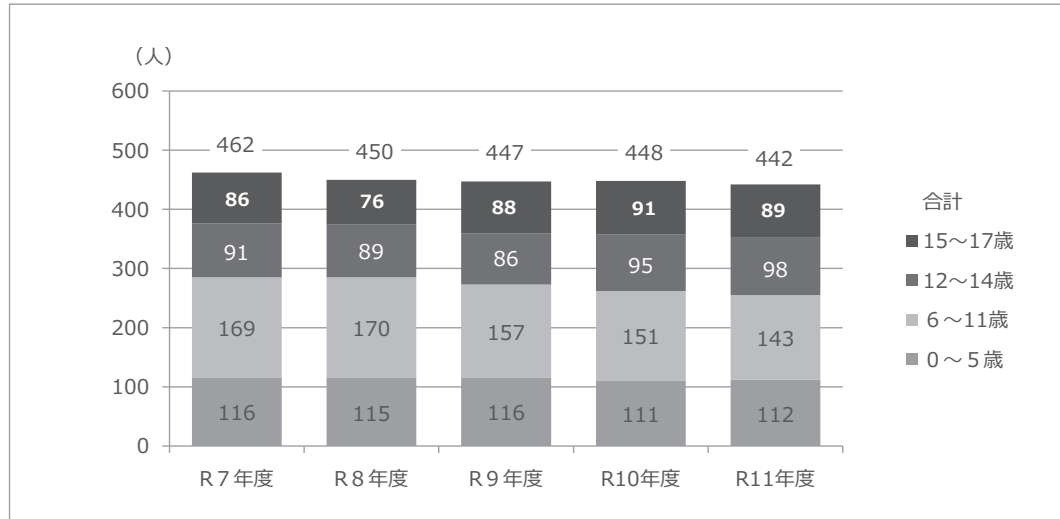
◇年齢3区分別人口割合の推移◇



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

0～17歳人口の将来推計をみると、今後も減少傾向で推移することが見込まれますが、12～14歳人口は増加に転じることが見込まれます。

◇0～17歳人口の将来推計◇

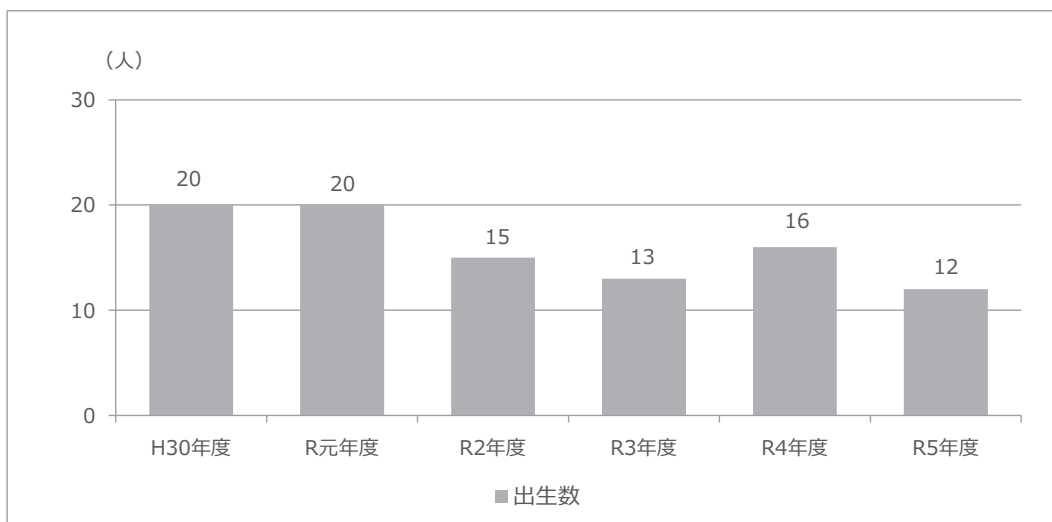


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）に基づく推計

（2）出生数の推移

平成30年度以降の出生数は減少と増加を繰り返して推移しており、令和5年度には12人となっています。

◇出生数の推移◇

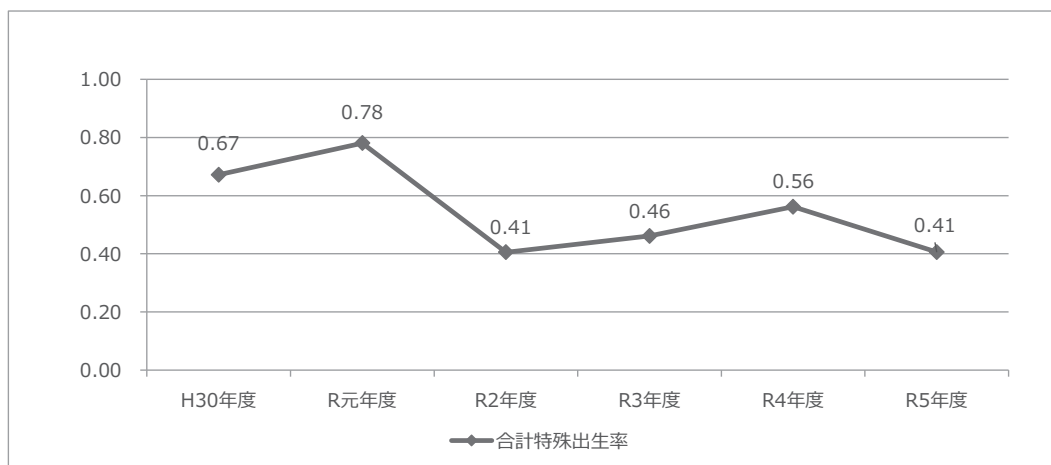


資料：出生届出数(各年3月31日)

(3) 合計特殊出生率の推移

平成30年度以降の合計特殊出生率は、令和元年度の0.78をピークとし、それ以降は0.50前後で推移しています。

◇合計特殊出生率の推移◇

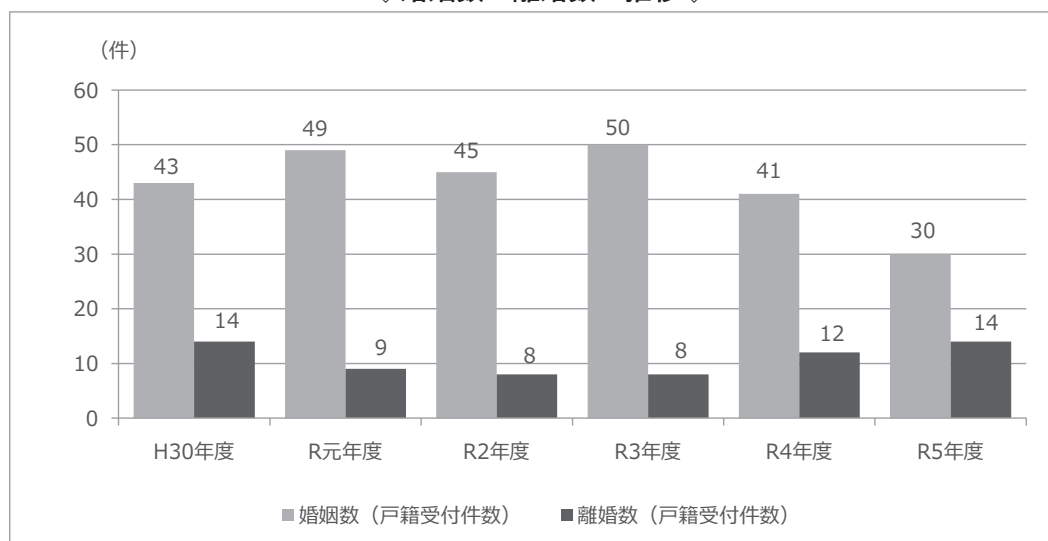


資料：出生届出数より算出(各年3月31日)

(4) 婚姻等の状況

平成30年度以降の婚姻数についてみると、婚姻数は令和3年度の50件をピークに減少し、令和5年度には30件となっています。また、離婚数は近年において増加傾向にあり、令和5年度には14件となっています。

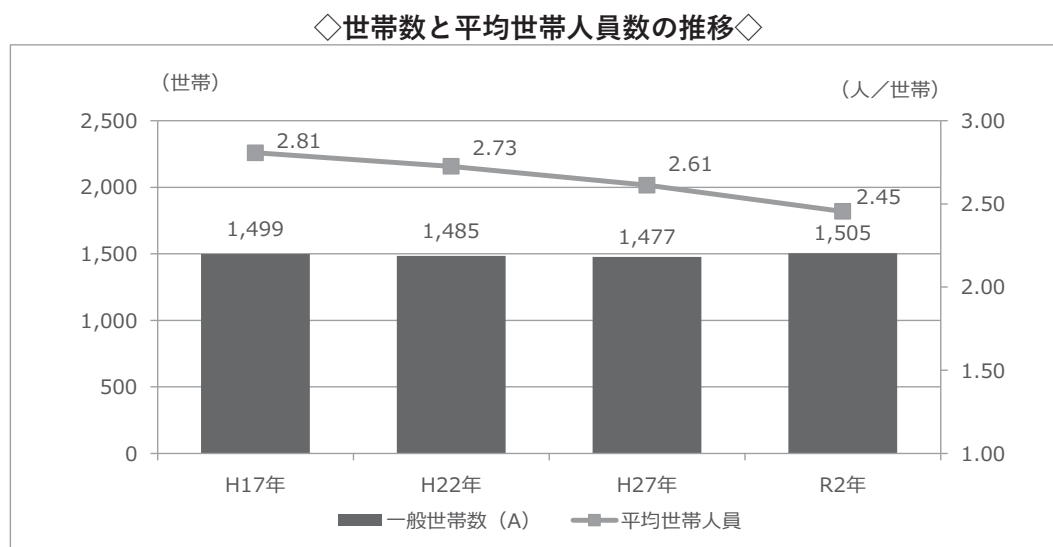
◇婚姻数・離婚数の推移◇



資料：戸籍届出数(各年3月31日)

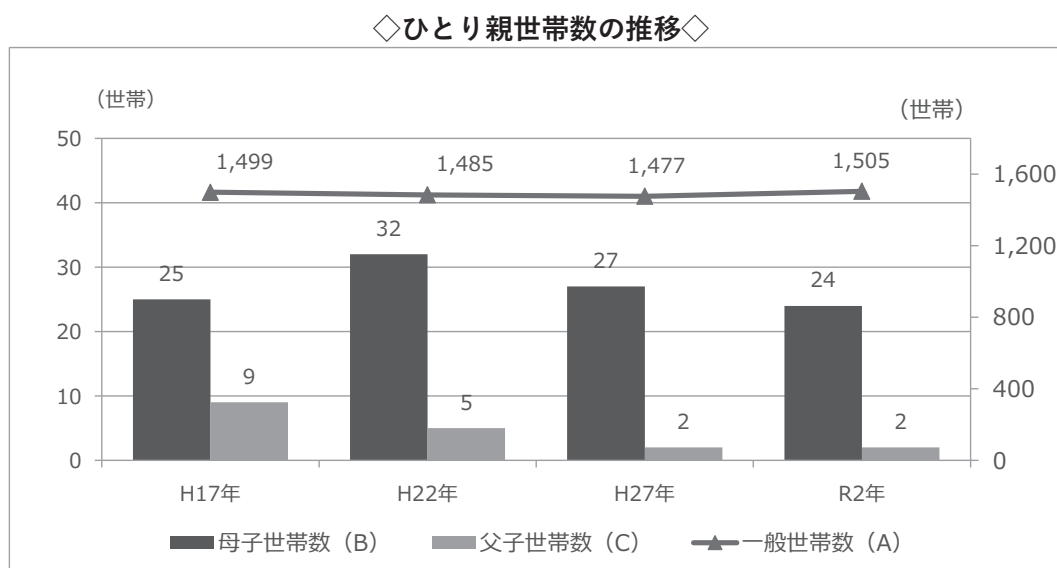
(5) 世帯の推移

本村の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、平成17年以降において一般世帯数は減少傾向にありましたが、令和2年には増加に転じています。なお、平均世帯人員数は減少傾向で推移しており、令和2年には2.45人となっています。



資料：国勢調査

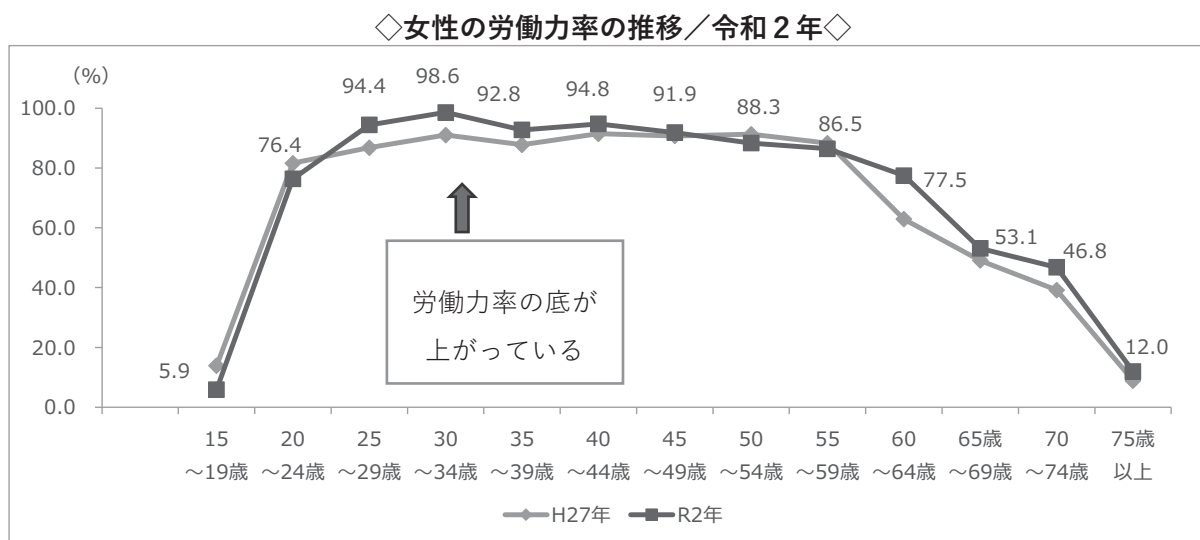
また、ひとり親世帯数の推移をみると、平成17年以降において父子世帯数は概ね減少傾向、母子世帯数は一時増加しましたが、概ね減少傾向にあります。



資料：国勢調査

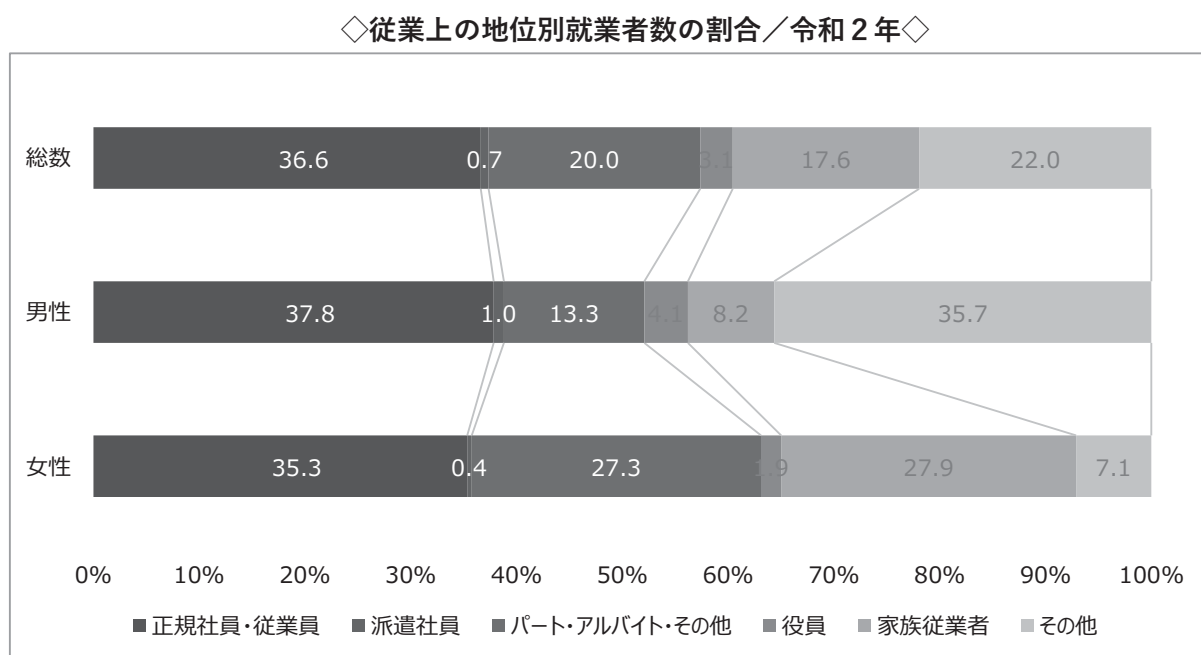
(6) 女性の年齢別労働力率

本村における女性の労働力率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和し、台形に近づいていることがうかがえます。



(7) 従業上の地位別就業者数の割合

従業上の地位別就業者数の割合をみると、男性、女性ともに「正規社員・従業員」が多数を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」が各3割弱を占めており、フレキシブルな働き方であることがうかがえます。

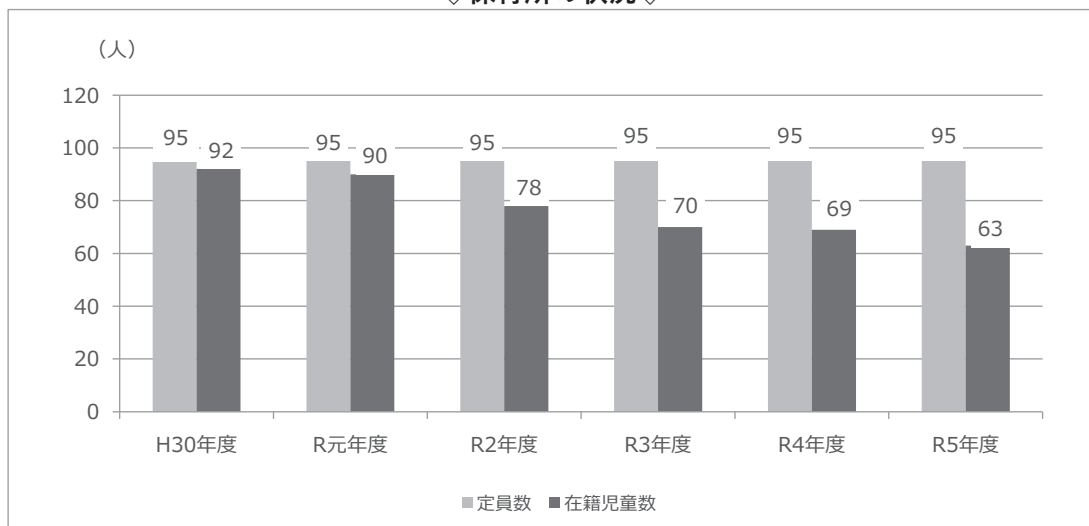


2. 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 保育所の状況

本村における保育所は、令和5年度において公立保育所が1園で、定員数は95人、在籍児童数は63人となっています。

◇保育所の状況◇

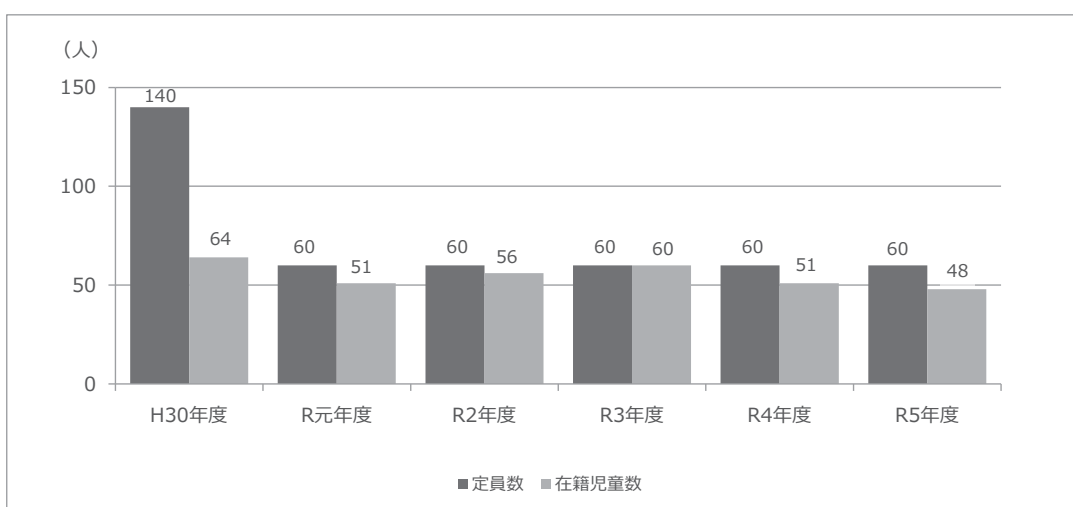


資料：保育所等利用待機児童数調査（各年度1月1日）

(2) 幼稚園の状況

本村における幼稚園は、令和5年度以降において公立幼稚園が1園で、定員数は60人、在籍児童数は48人となっています。

◇幼稚園の状況◇

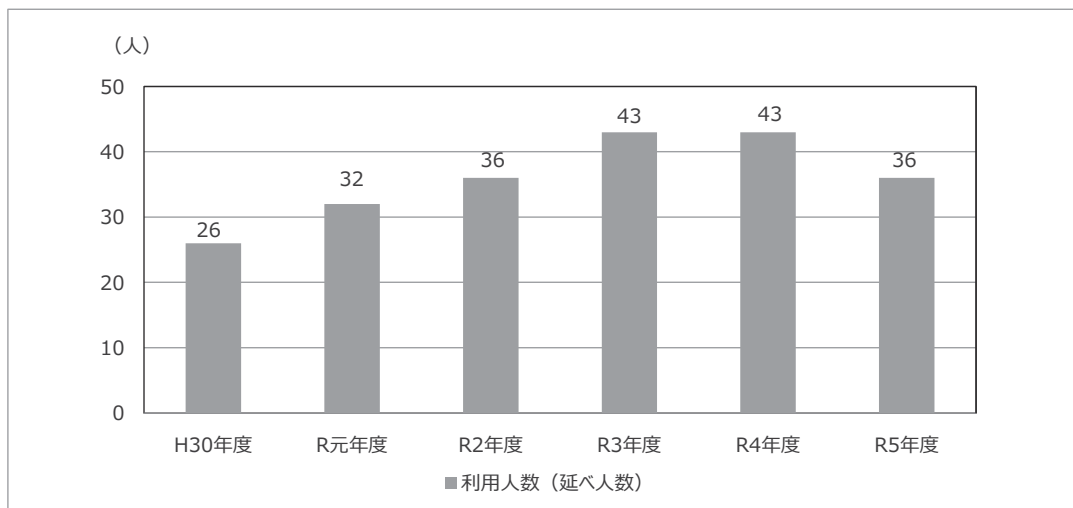


資料：園児・児童・生徒数（各年10月1日）

(3) 放課後児童クラブの推移

本村における放課後児童クラブについては、平成30年度以降、概ね増加傾向で推移していましたが、令和5年度に減少に転じ、36人の利用（延べ人数）となっています。

◇放課後児童クラブの推移◇

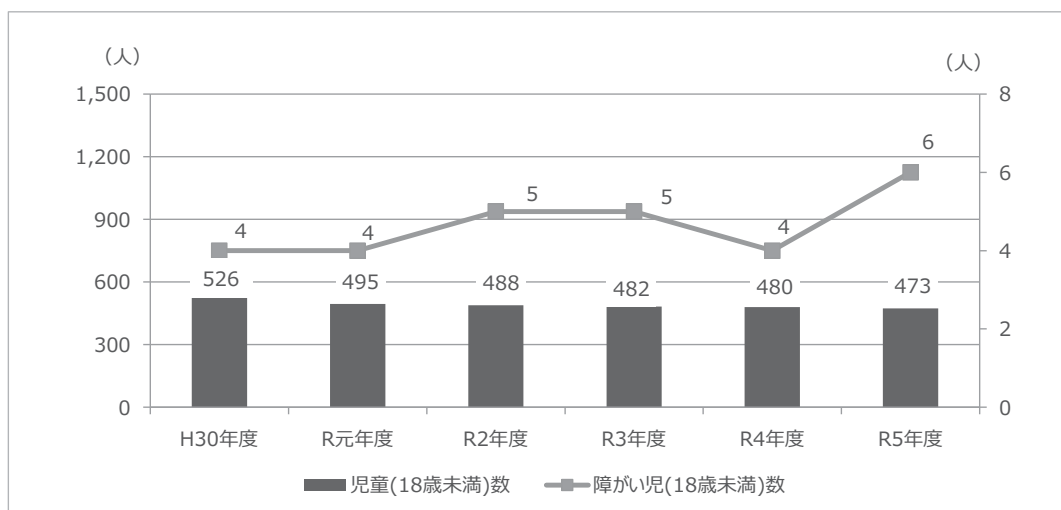


資料：申込台帳（各年4月1日）

(4) 障がい児数の推移

本村における障がい児数は、児童数が減少する中において、令和5年度には増加に転じ、6人となっています。

◇障がい児数の推移◇

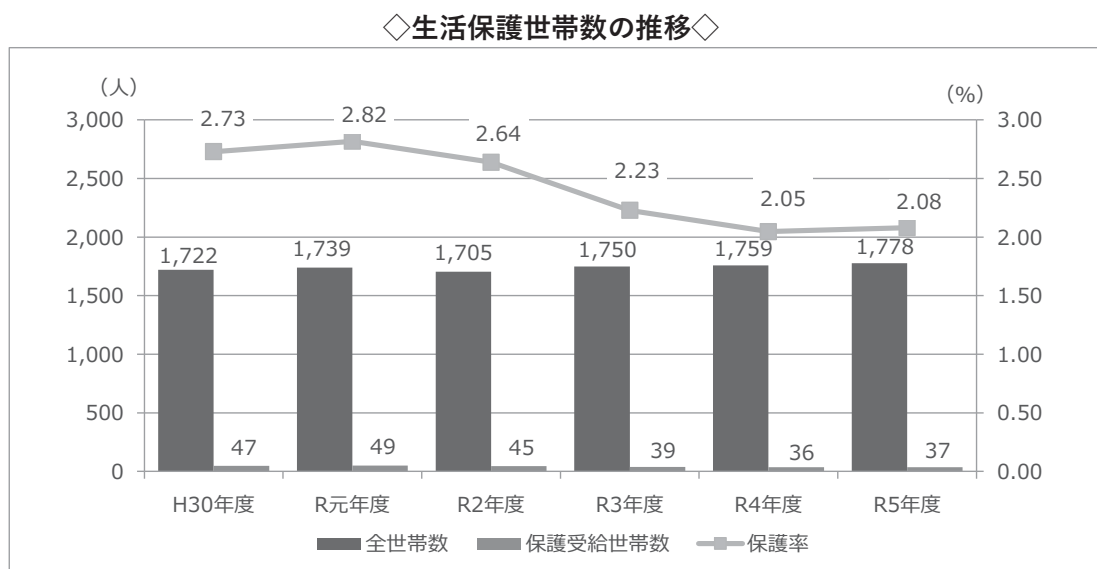


資料：障がい者台帳（各年4月1日）

(5) 生活保護世帯数の推移

本村における平成30年度以降の生活保護受給世帯数は、40世帯前後で推移しており、令和5年度には37世帯となっています。

また、保護率は概ね減少傾向で推移していましたが、令和5年度においては、わずかながら増加に転じています。



資料：生活保護受給者台帳（各年4月1日）

3. アンケート調査結果の概要

(1) 数値の基本的な取り扱いについて

本調査は、「第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画」（令和7～令和11年度）策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

○比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100％を上下する場合があります。

○基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。

○質問の終わりに【複数回答】とある間は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問であり、従って各回答の合計比率は100％を超える場合があります。

○前回調査とは、平成30年に実施した「芸西村子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」のことです。

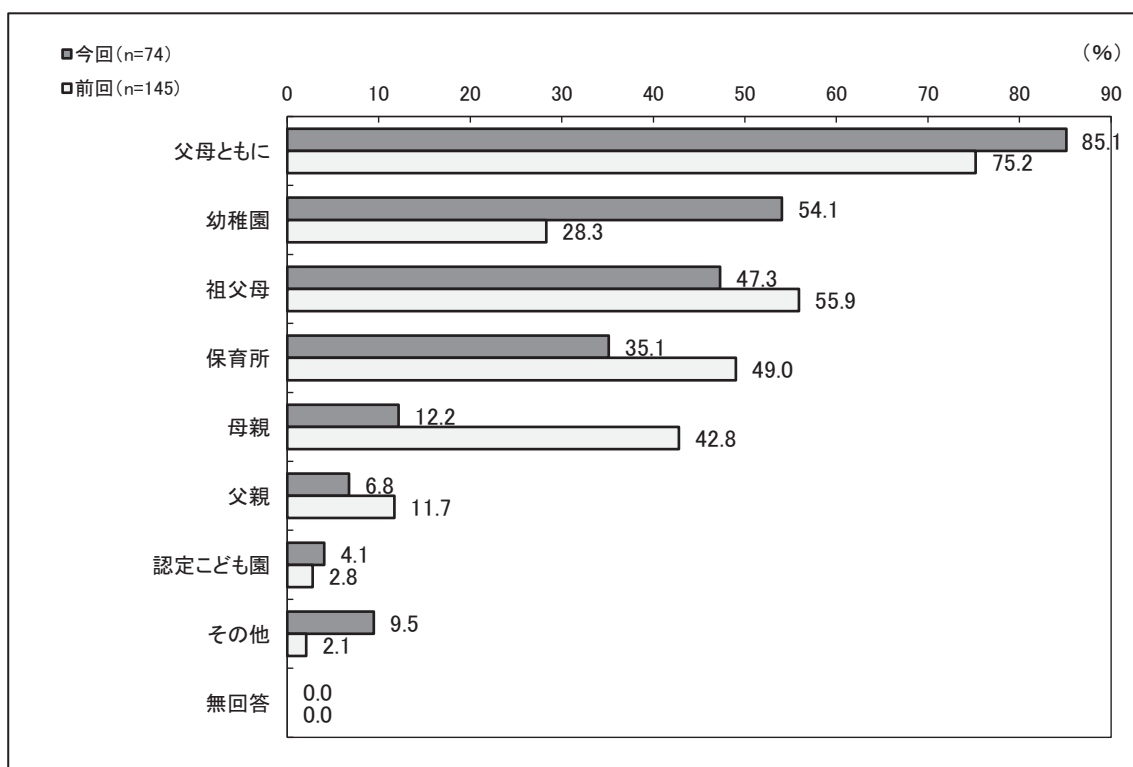
(2) 調査結果の概要

①日常的に子育てに関わっている人（就学前児童）

日常的に子育てに関わっている人は、「父母ともに」（85.1％）が第1位、次いで、「幼稚園」（54.1％）などとなっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園」の割合の上昇が顕著となっている一方、「母親」の割合が大きく減少しています。

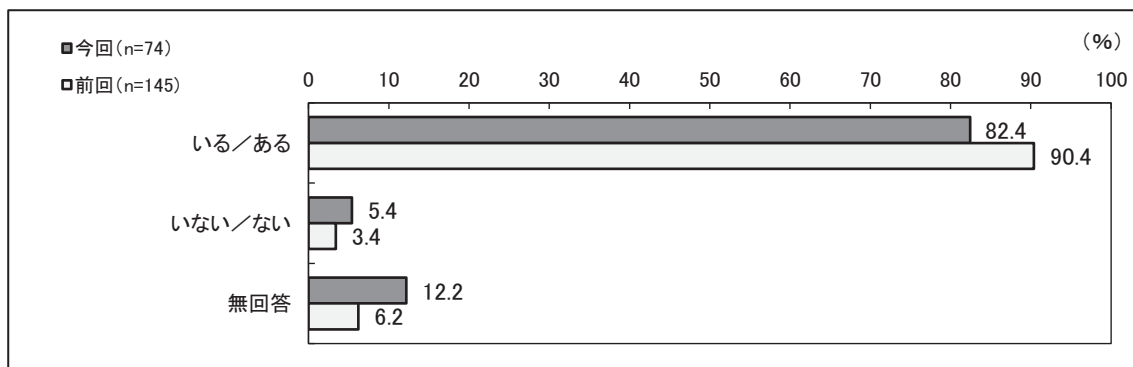
◇日常的に子育てに関わっている人◇



②気軽に相談できる人・場所の有無（就学前児童）

気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」（82.4%）、「いない／ない」（5.4%）となっており、依然として気軽な相談相手や相談先が「いないあるいはない」人が一定数いることがうかがえます。

◇気軽に相談できる人・場所の有無◇

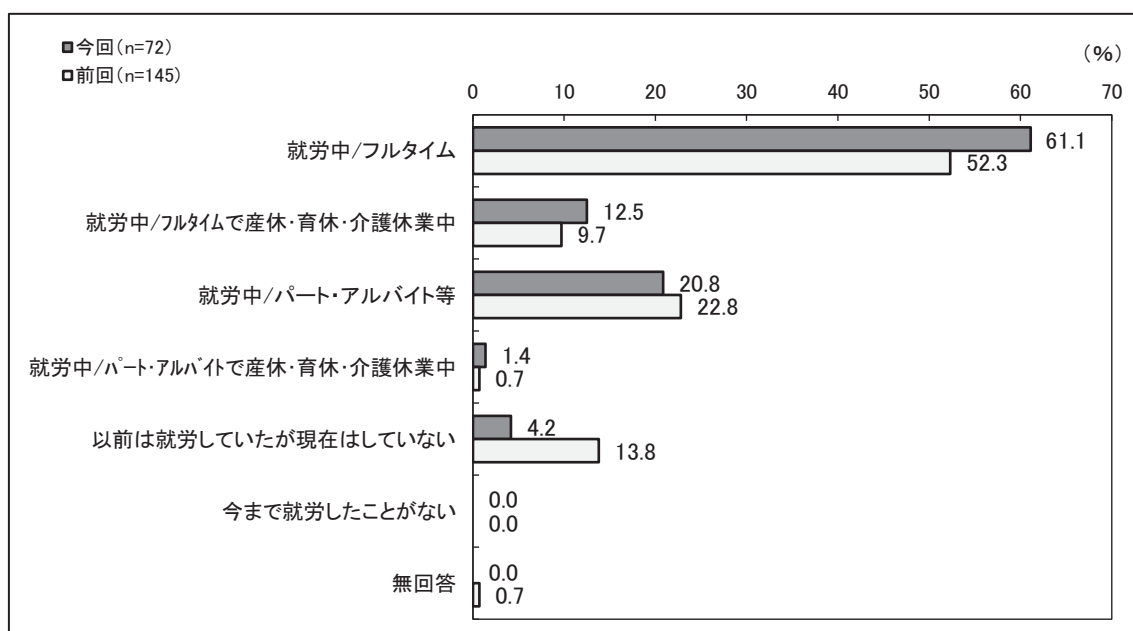


③母親の就労状況（就学前児童）

「就労中／フルタイム」（61.1%）が最も多く、以下、「就労中／パート・アルバイト等」（20.8%）、「就労中／フルタイムで産休・育休・介護休業中」（12.5%）などとなっています。

前回調査と比較すると、「就労中／フルタイム」の割合が上昇しています。

◇母親の就労状況◇

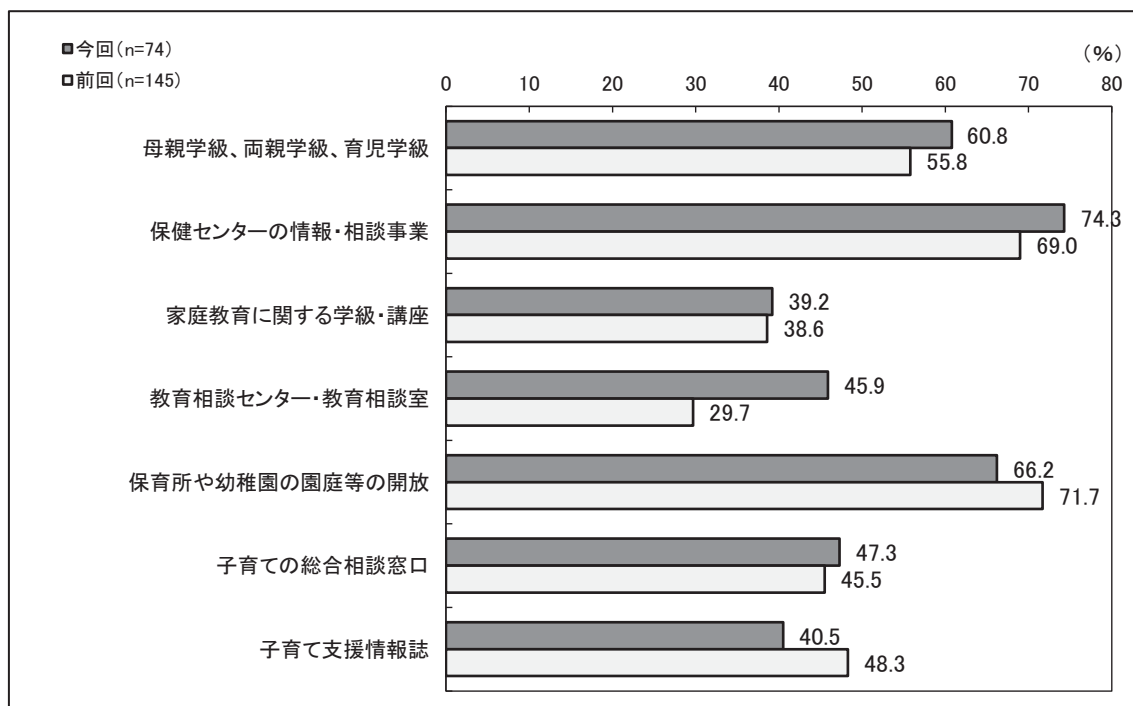


④子育て支援サービスの認知度（就学前児童）

子育て支援サービスの認知度について、「はい」（知っている）の割合をみると、「保健センターの情報・相談事業」（74.3%）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（66.2%）、「母親学級、両親学級、育児学級」（60.8%）が高率となっています。

前回調査と比較すると、「教育相談センター・教育相談室」の割合が上昇しています。

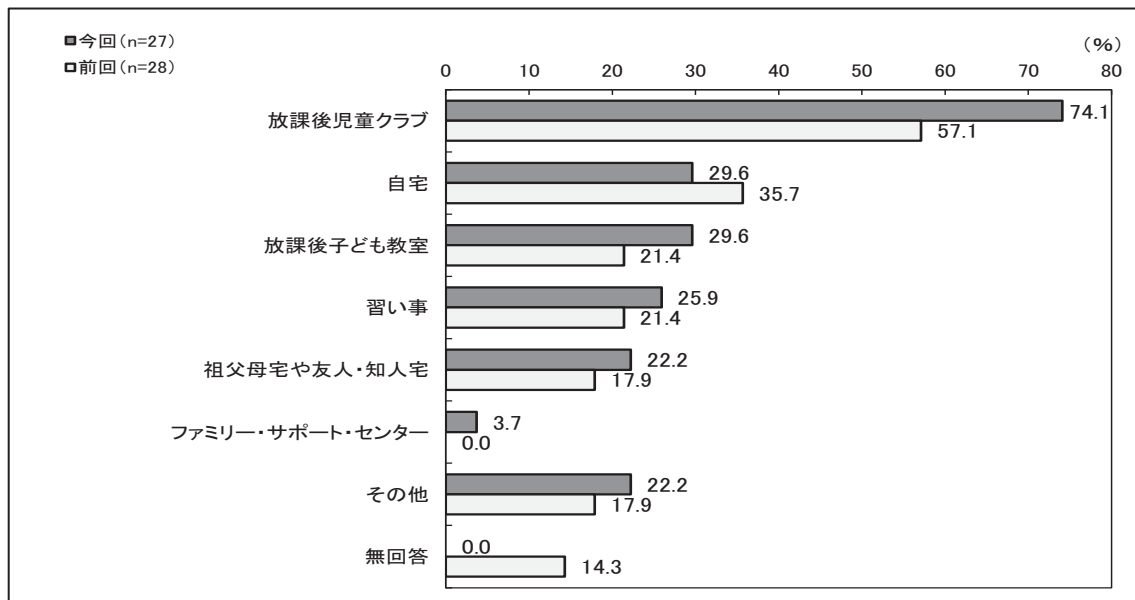
◇子育て支援サービスの認知度◇



⑤低学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童・小学生）

低学年のうちに放課後の時間を過ごさせたい場所は、就学前児童では「放課後児童クラブ」（74.1％）が第1位、次いで、「自宅」・「放課後子ども教室」（同率29.6％）、「習い事」（25.9％）などとなっています。

◇低学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童）◇

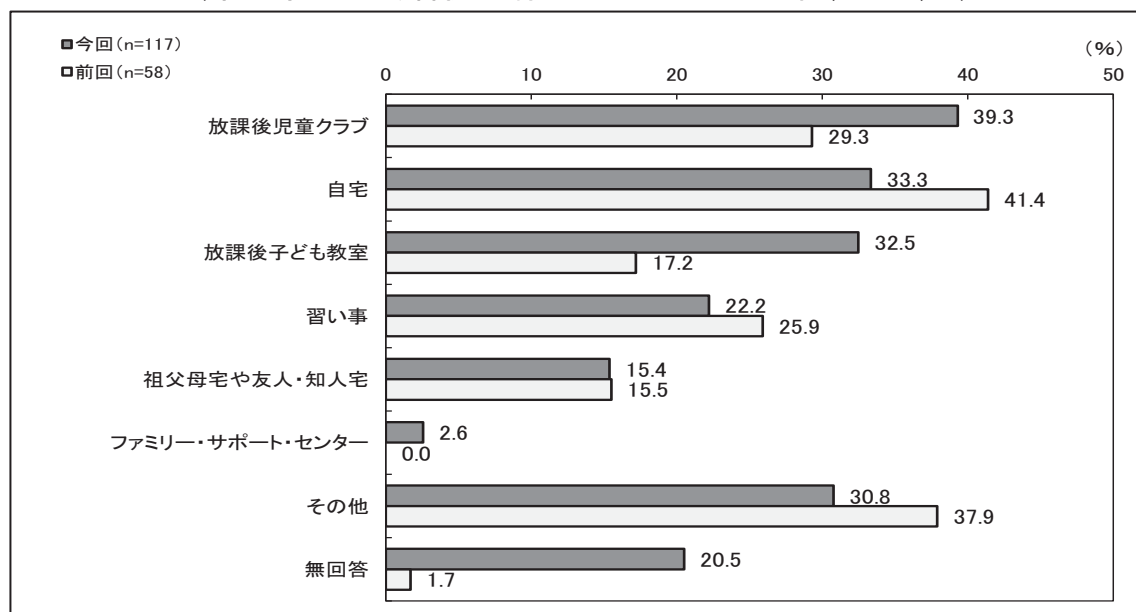


※前回はファミリー・サポート・センターなし

小学生では、「放課後児童クラブ」（39.3％）が第1位、次いで、「自宅」（33.3％）、「放課後子ども教室」（32.5％）などとなっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が上昇しています。

◇低学年のうち放課後の時間を過ごさせたい場所（小学生）◇



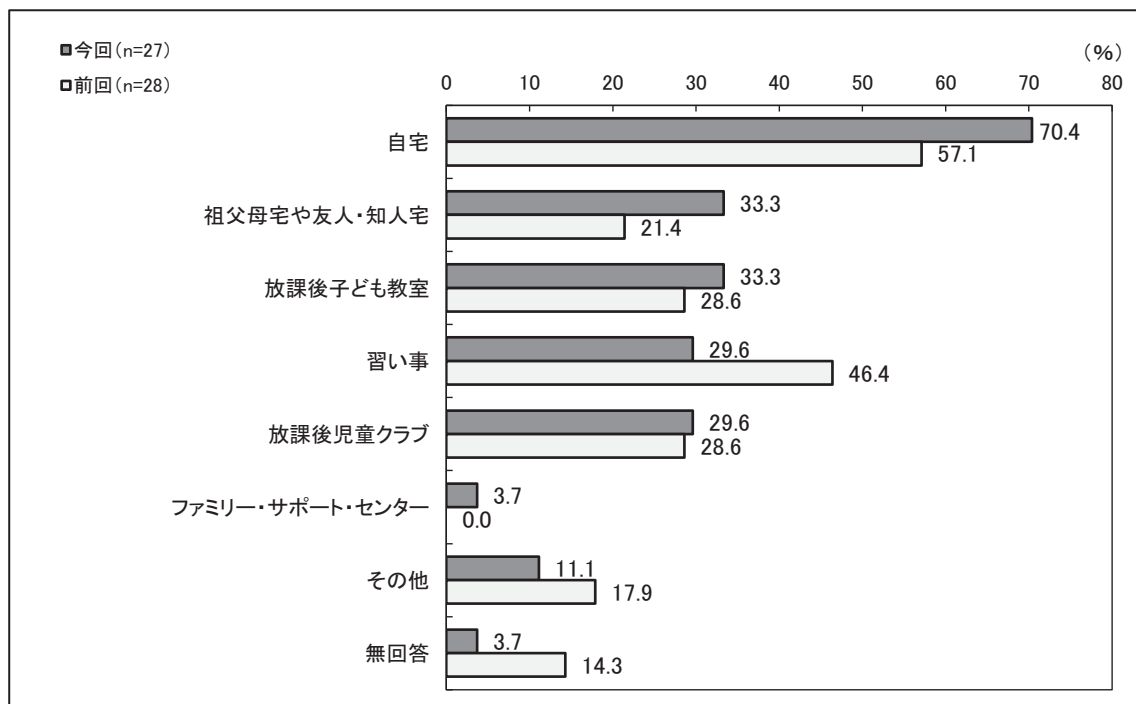
※前回はファミリー・サポート・センターなし

⑥高学年のうち希望する小学校高学年の放課後の過ごし方（就学前児童）

高学年のうち希望する小学校高学年の放課後の過ごし方は、就学前児童では「自宅」（70.4％）が第1位、次いで、「祖父母宅や友人・知人宅」・「放課後子ども教室」（同率 33.3％）などとなっています。

前回調査と比較すると、「自宅」の割合が上昇しています。

◇高学年のうち希望する小学校高学年の放課後の過ごし方◇



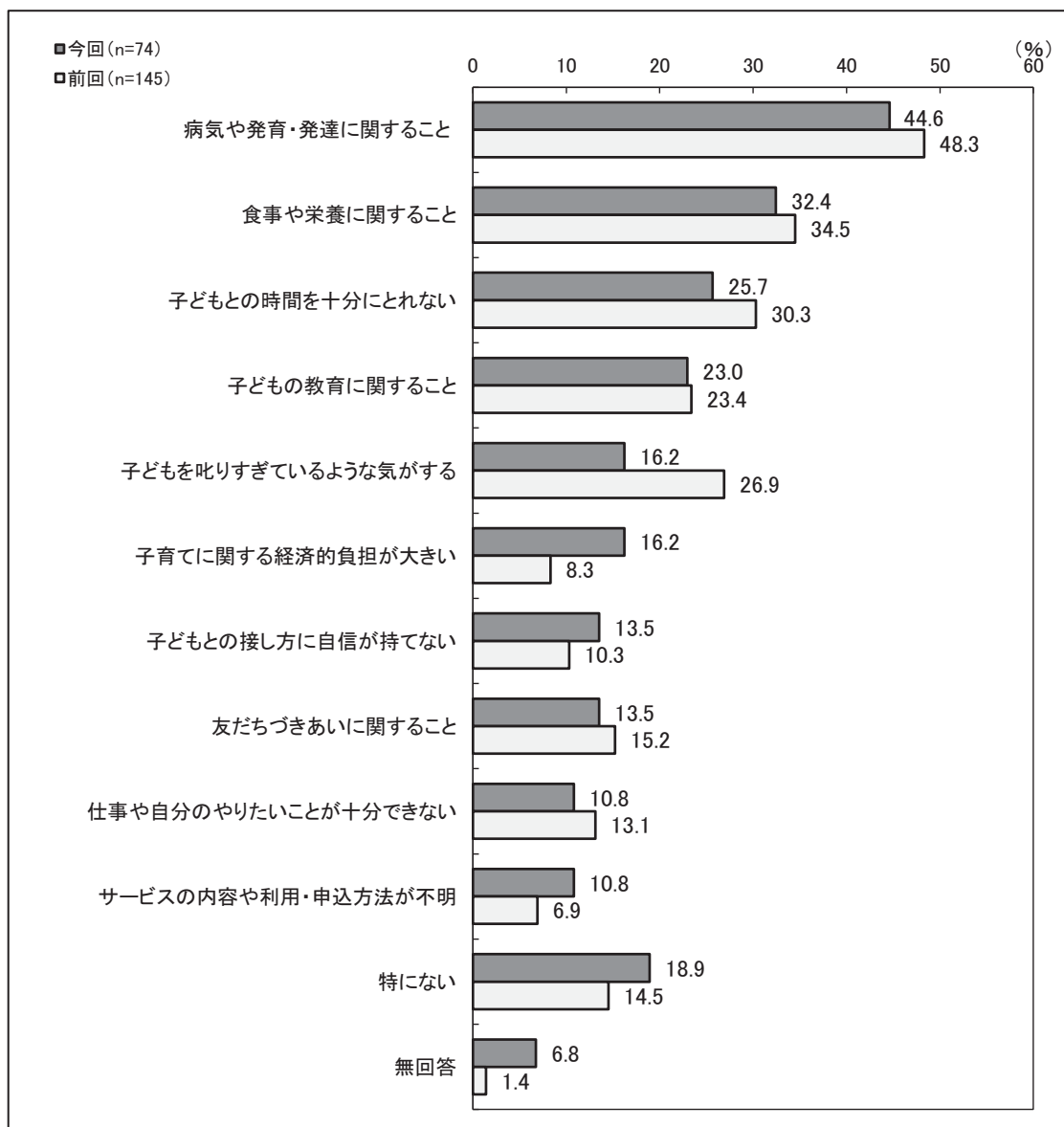
※前回はファミリー・サポート・センターなし

⑦子育てに関して悩んでいることや気になること（就学前児童・小学生）

子育てに関して悩んでいることや気になることは、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」（44.6%）が第1位、次いで、「食事や栄養に関すること」（32.4%）、「子どもとの時間を十分にとれない」（25.7%）、「子どもの教育に関すること」（23.0%）などとなっています。

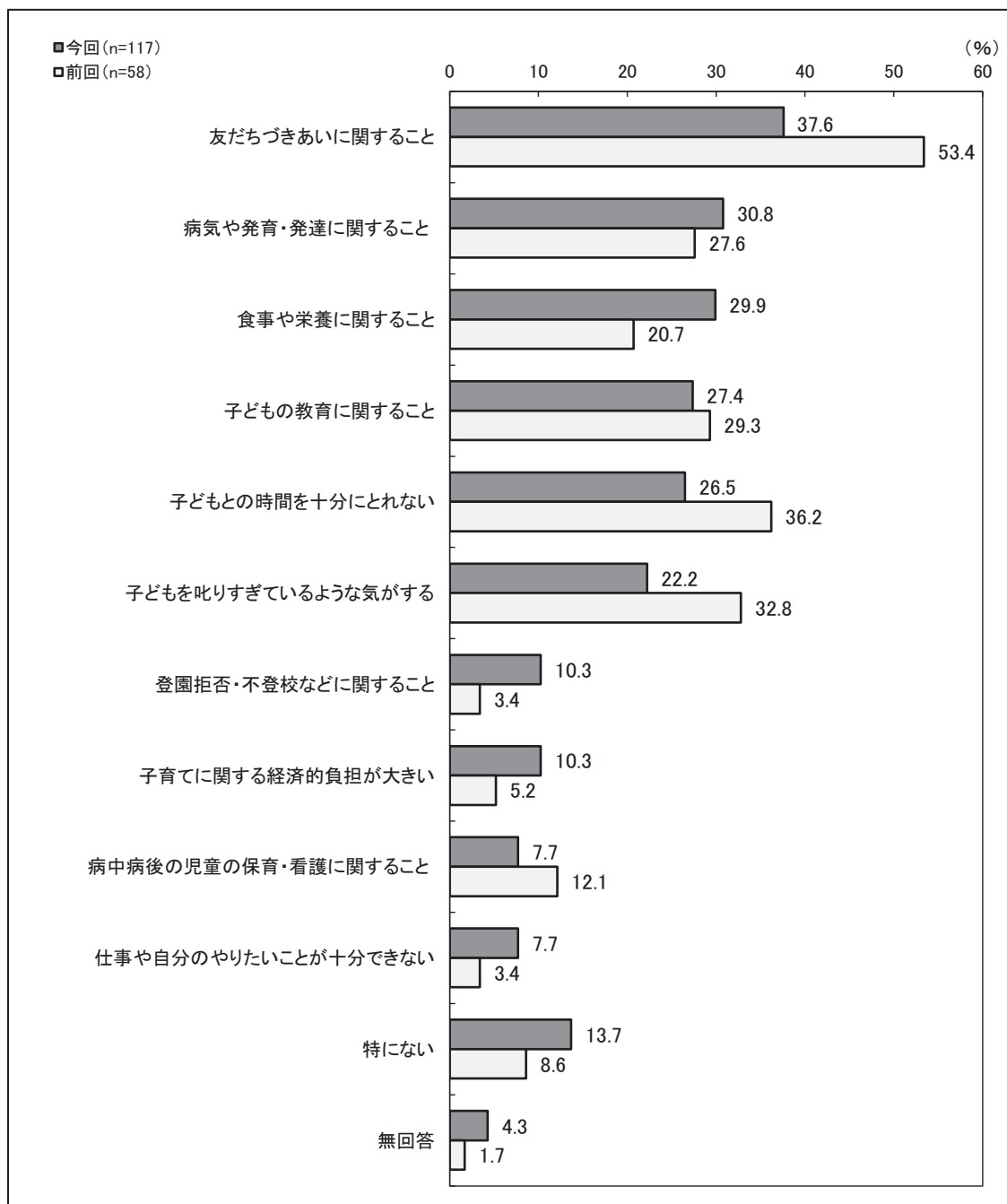
なお、「特にない」は18.9%でした。

◇子育てに関して悩んでいることや気になること／上位回答（就学前児童）◇



小学生では、「友だちづきあいに関すること」(37.6%)が第1位、次いで、「病
気や発育・発達に関すること」(30.8%)、「食事や栄養に関すること」(29.9%)、
「子どもの教育に関すること」(27.4%)、「子どもとの時間を十分にとれない」
(26.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(22.2%) などとなってい
ます。なお、「特にない」が13.7%でした。

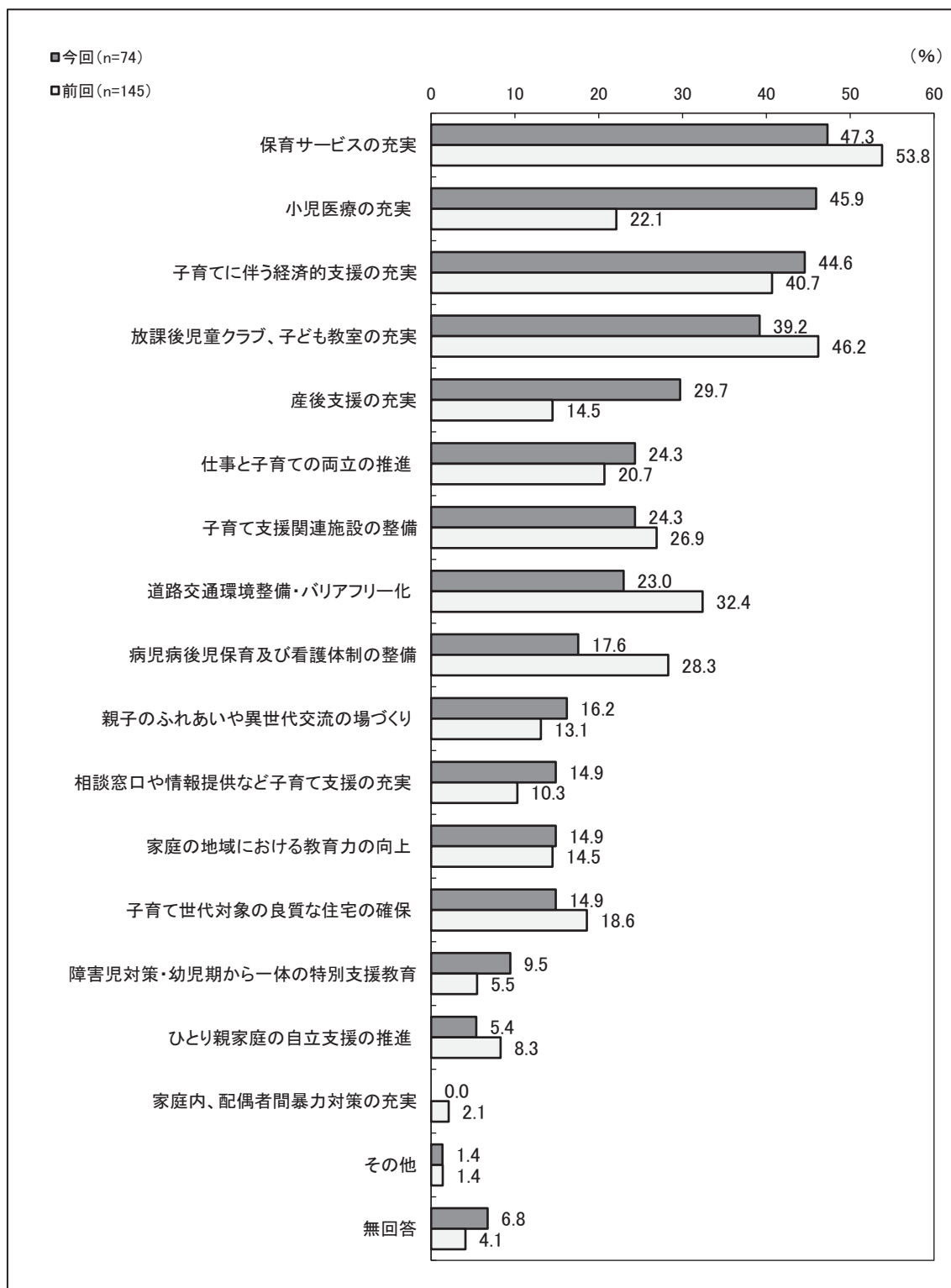
◇子育てに関して悩んでいることや気になること／上位回答（小学生）◇



⑧村が重点的に取り組むべき子育て支援施策（就学前児童・小学生）

村が重点的に取り組むべき子育て支援施策については、就学前児童では「保育サービスの充実」（47.3％）が第1位、次いで、「小児医療の充実」（45.9％）、「子育てに伴う経済的支援の充実」（44.6％）、「放課後児童クラブ、子ども教室の充実」（39.2％）、「産後支援の充実」（29.7％）などとなっています。

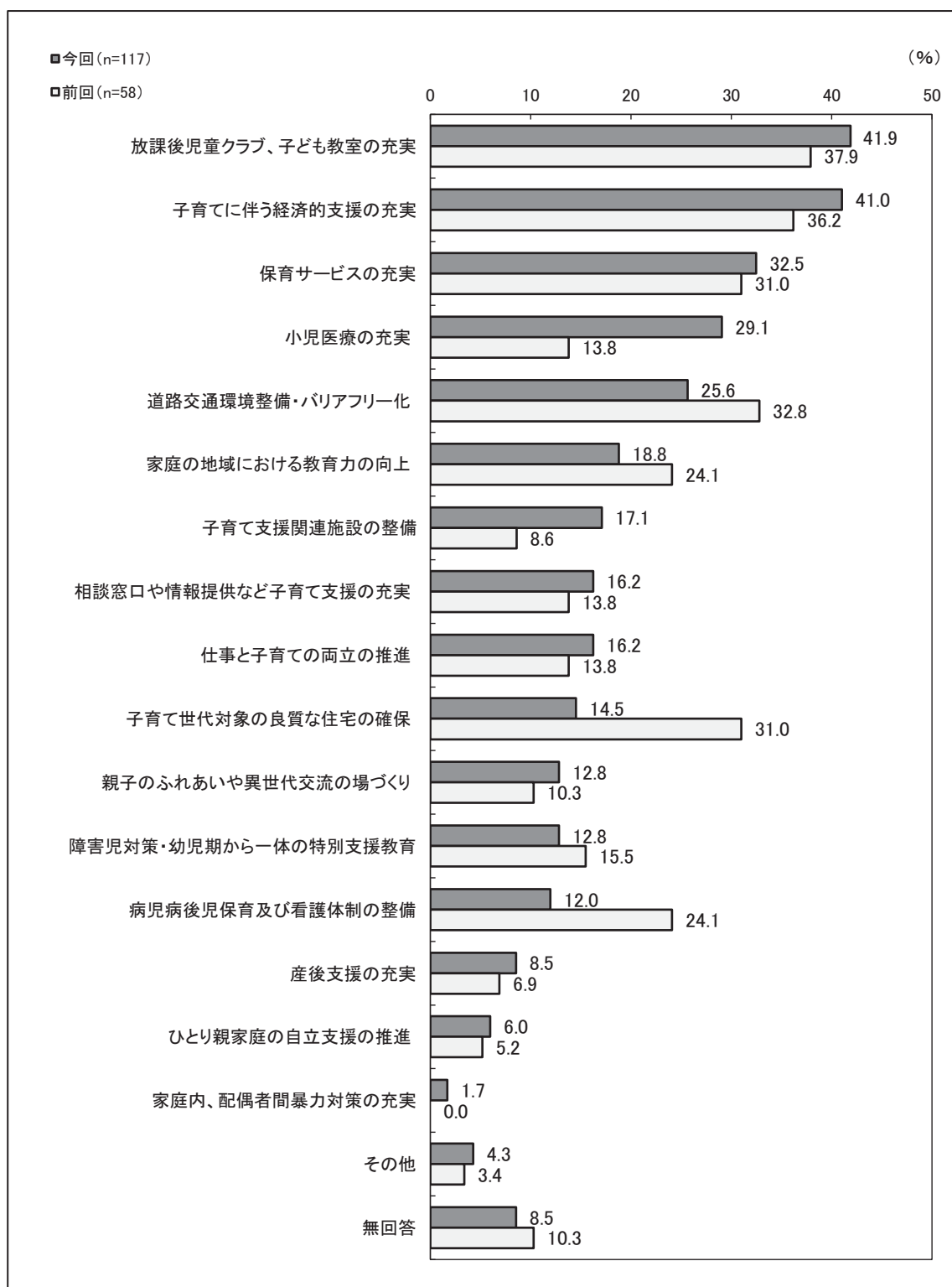
◇村が重点的に取り組むべき子育て支援施策（就学前児童）◇



小学生では、「放課後児童クラブ、子ども教室の充実」(41.9%)が第1位、次いで、「子育てに伴う経済的支援の充実」(41.0%)、「保育サービスの充実」(32.5%)、「小児医療の充実」(29.1%)、「道路交通環境整備・バリアフリー化」(25.6%)などとなっています。

前回調査と比較すると、「小児医療の充実」の割合が上昇しています。

◇村が重点的に取り組むべき子育て支援施策（小学生）◇



4. 計画の主要課題

本村の現状及び子ども・子育てを取り巻く環境、ニーズ調査結果などをもとに、本村の子ども・子育て支援の主要課題をまとめると、次のとおりとなります。

(1) 子育て・保育・教育の環境づくり

近年の出生数が15人前後で推移し、アンケート結果からも働きながら子育てをする家庭が増えていることがうかがえる中、多様化する子育て支援ニーズに対応する必要性が高まっていることから、家庭や地域、行政の協力のもと、仕事と生活の調和を図り、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを強化する必要があります。

また、核家族化や高齢化の進行により、同居親族による支援が難しくなることが見込まれる中、環境の変化や本村の特徴を踏まえ、多様化する子育て家庭のニーズを適切に把握し、量と質の両面で保育・教育、子育て支援を提供する必要があります。

(2) 親と子が健やかに暮らせる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長し、社会に適応できる力を身に付けることができるよう、家庭、学校、地域社会が一体となって次世代を担う子どもたちの未来を支えるための環境づくりが必要です。

放課後児童対策においては、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっていることから、次代を担う人材を育成するため、すべての子どもの居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

母子及び乳幼児の健康増進については、妊産婦や乳幼児の健康を保持し、発育を促進することを目的とする母子保健法に基づいて様々な取組が行われていますが、核家族化や地域社会のつながりの希薄化により、育児に対するサポートが不足し、親が孤立しやすくなっていることから、保護者に寄り添った一貫した相談体制の整備・充実の重要性が高まっています。子どもたちが健やかで心豊かに成長していくことができる環境づくりに向けて、乳児、幼児、学童期などの特性も踏まえつつ、子育てに関する一貫した相談体制の充実など子育て家庭への総合的な支援に取り組む必要があります。

(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり

子どもが事故や犯罪に巻き込まれたという報道が後を絶たず、子どもの安全・安心の確保に対する意識はより高まっており、子どもが被害に遭うことを防止するため、安全なインフラの整備はもとより、防犯・防災対策、コミュニティの強化が求められます。

また、児童数が減少する中での障がい児数の増加、40世帯前後で推移する生活保護世帯、上昇傾向にあるひとり親家庭数の状況等を鑑み、特に配慮が必要な家庭等への支援も重要です。

少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域の子育て家庭の減少や相談相手の不足により、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加することがないように、子育て家庭の親が心身に負担を感じることなく子育てできるための支援がますます重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

急速に進行する少子化に対処するために、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきと健やかに育つ環境づくりの重要性が高まっています。

仕事と子育てを両立できるよう支援することは、子育て支援の礎となるものであることから、一層働きやすい環境づくりを促進するなど、子育てしやすい環境を整え、多くの子どもたちの笑い声が響く村を目指しています。

本村では、第2期計画で基本理念を「子どもの笑顔があふれ 心ふれあう安心子育てのむら 芸西」と掲げ、各種子育て支援施策に取り組んできたところですが、社会情勢や本村における子どもや子育て環境を鑑みても、基本理念の実現に向けて取り組む必要があることから、この基本理念を承継し、3つの基本目標のもと、本村の子育て支援について、子育て家庭、地域とともに取り組みます。

◇基本理念◇

子どもの笑顔があふれ
心ふれあう安心子育てのむら 芸西

基本目標 1：子育て・保育・教育の環境づくり

「質の高い教育・保育の総合的な提供」を図り、すべての子どもが質の高い生活環境を維持し、安定した質の高い教育・保育を継続的に実施できるよう、きめ細やかな子育てサービス・保育サービスの充実を図ります。

基本目標 2：親と子が健やかに暮らせる環境づくり

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。

また、学校施設等の活用により、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進するとともに、それらの居場所における様々な活動を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力等の育成並びに将来の社会を担う人材を育成します。

基本目標 3：子どもと子育てにやさしい環境づくり

家庭や地域が子どもを見守り、子どもを犯罪や事故から守り、安心して子どもを生み育てることができるよう、交通安全対策や道路・交通等の環境整備などを進めるとともに各種啓発活動を推進します。

また、体罰によらない子育ての推進や児童虐待防止対策及び早期対応のための体制強化により、子どもの権利を守ります。

さらに、ひとり親家庭や障害のある子どもの家庭、日本語での意思疎通が難しい子どもの家庭など特別な支援を必要とする家庭への支援体制の充実を図ります。

2. 重点プロジェクト（子どもの貧困対策）

子どもの貧困対策をより一層推進するため、4つの重点施策を設定します。

（1）教育の支援

教

教育は、個人の成長と発展や社会の安定と平和、健康と福祉の向上に寄与するとともに、貧困の連鎖を断ち切るために非常に重要であることから、幼児教育の質の向上をはじめとする子どもの成長・特性に合わせた教育の支援を充実します。

（2）生活の安定に資するための支援

安

貧困の状況にある家庭や子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援を行うなどにより、生活の安定に資するための支援を充実します。

(3) 保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援 **就**

世帯の安定的な経済基盤を築く保護者の就労支援について、職を得るだけでなく、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じるほか、社会から孤立して働けない保護者に対しては、自立に向けた働き方を考えられるように支援します。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯を含むすべての世帯を対象として、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細やかな就労支援を進めていきます。

(4) 経済的支援 **経**

経済的支援は、世帯の日々の生活の安定に重要ですが、家庭の経済的困窮については、把握が難しいこともあることから、庁内で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握して、必要な支援を適切に行っていきます。

3. 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

◇施策体系◇

基本目標	重点プロジェクト	施策
1 子育て・保育・教育の環境づくり	子どもの貧困対策	(1) 子育て支援サービスの充実
		(2) 教育・保育サービスの充実
		(3) 子どもの教育環境の整備の推進
		(4) 仕事と子育ての両立支援の充実
2 親と子が健やかに暮らせる環境づくり	子どもの貧困対策	(1) 健全育成の推進
		(2) 母子及び乳幼児の健康増進
3 子どもと子育てにやさしい環境づくり	子どもの貧困対策	(1) 子育て支援の環境整備及び安全確保の推進
		(2) 支援を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取組の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1. 子育て・保育・教育の環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

経

施 策	児童手当
内 容	高校生年代までの児童を養育している保護者に対して、手当を支給しています。国の制度に合わせ、継続して実施していきます。 引き続き、正確かつ円滑な支給が行えるよう事業を実施していきます。

経

施 策	児童扶養手当
内 容	父又は母と生計を同じくしていない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（政令で定める障害を有する場合には 20 歳）を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に手当を支給しています。国の制度に合わせ、継続して実施していきます。 引き続き、正確かつ円滑な支給が行えるよう事業を実施していきます。

経

施 策	特別児童扶養手当
内 容	身体または精神に障害のある 20 歳未満の児童を養育している人に手当を支給しています。国の制度に合わせ、継続して実施していきます。 引き続き、正確かつ円滑な支給が行えるよう事業を実施していきます。

経

施 策	乳幼児医療費助成事業
内 容	高等学校卒業までの乳幼児・児童・生徒のうち、医療費（保険適用）の自己負担分を助成しています。引き続き実施していきます。 引き続き、正確かつ円滑な支給が行えるよう事業を実施していきます。

経

施 策	ひとり親家庭等医療費助成事業
内 容	ひとり親家庭の父親・母親や児童、父母のいない児童等の医療費のうち、医療費（保険適用）の自己負担分保険適用分の一部負担金を助成しています。引き続き、正確かつ円滑な支給が行えるよう事業を実施していきます。

経

施 策	保育料等軽減事業
内 容	経済的負担の軽減を図るため、保育料等を無料化しています。また、芸西保育所以外の保育所等を利用している場合は、保育料の一部を補助しています。引き続き実施していきます。

教

施 策	奨学金制度
内 容	経済的理由により進学や就学が困難な生徒の進学・就学を支援しています。年度の途中の申請も受け付け、引き続き実施していきます。

経

施 策	保育所の給食無償提供事業
内 容	芸西保育所では、すべての3歳児について主食・副食とも無料で提供しています。また、0～2歳児についても主食費・副食費ともに徴収していません。

経

施 策	未就学児給食費補助事業
内 容	芸西保育所・芸西幼稚園以外の保育所等を利用する際に負担する給食費の一部を補助しています。引き続き実施していきます。

施 策	乳児家庭全戸訪問事業					
内 容	新生児期から継続して、すべての家庭を保健師が訪問し、早期からの相談体制の充実や子育て支援、情報提供を行っています。必要に応じて継続訪問を行い、適宜養育支援などにつないでいます。引き続き実施していきます。					
事 業 実 績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	訪問家庭数 (件)	18	14	13	12	12

施 策	養育支援訪問					
内 容	乳児家庭全戸訪問事業等で把握した家庭のうち、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問を行い、養育に関する相談、指導、助言を行い、問題解決や保護者の負担軽減に努めています。児童家庭支援センターと連携し、支援を行っています。					
事 業 実 績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	訪問家庭数 (件)	0	0	0	0	0

施 策	ブックスタート事業					
内 容	1 歳 6 か月健診時に図書館職員が 1 組ずつ赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本 1 冊と絵本リストを布製バッグに入れて手渡しを行っています。引き続き実施していきます。					
事 業 実 績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	実施回数 (回)	3	3	3	3	3
	参加人数 (人)	18	11	18	20	17

経

施 策	ヘルメット購入助成事業
内 容	芸西小学校に在籍し自転車検定に合格した児童に1回及び芸西中学校に在籍する生徒に1回、学校長が交付申請者（代表者）となり補助申請を行うことでヘルメット購入経費の50/100を補助しています。 また、芸西小学校・芸西中学校に在籍していない幼児・児童生徒には「芸西村自転車用ヘルメット着用促進事業費補助金」で補助します。

経

施 策	チャイルドシート購入助成事業
内 容	6歳未満の乳幼児にチャイルドシートの着用が義務付けられていることにより、乳幼児をもつ保護者の経済的負担を軽減することを目的として、ベビーシート、チャイルドシート、補助シートの購入経費の半分（上限あり）を助成しています。交付回数はベビーシートかチャイルドシートのいずれか1回、補助シート1回の計2回です。

安

施 策	利用者支援事業（利用者支援事業（こども家庭センター型） ※母子保健機能（経過措置）のみ
内 容	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない細やかな支援を行う拠点として、令和3年度から利用者支援事業（母子保健型）として子育て世代包括支援センターを健康福祉課内に設置しており、各課や関係機関と連携しながら、情報提供、相談、必要な支援を行っています。現在は、利用者支援事業（こども家庭センター型）の母子保健機能（経過措置）のみとなっていますが、令和8年度以降は子ども家庭センターへの移行を予定しています。

安

施 策	相談窓口の周知
内 容	広報誌・子育てアプリ等において、子育ての相談窓口について周知しています。必要な人に情報が届くよう、今後も引き続き周知していきます。

施 策	子育てに関する情報発信
内 容	広報誌・子育てアプリで子育てに関する情報を発信しています。アンケート調査結果より、「子育て支援情報誌」は利用したいと思っているものの利用したことのない人が多いため、広報誌を周知していきます。

(2) 教育・保育サービスの充実

施 策	保育所の運営																														
内 容	国が定める運営及び設置基準により、保育所（芸西保育所）の運営を実施しています。芸西保育所は、0歳児から就学前までの乳幼児が入所できる施設となっています。待機児童が発生しないよう確保方策を検討していきます。なお、村内には認可外保育所が1か所あります。園舎の建て替え時に幼稚園と統合し、認定こども園を開所予定です。																														
事 業 実 績	<table><tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度 (見込み)</th></tr><tr><td>入所園児数（人）</td><td>85</td><td>71</td><td>70</td><td>66</td><td>62</td></tr><tr><td>3号（0歳）</td><td>14</td><td>8</td><td>6</td><td>6</td><td>9</td></tr><tr><td>3号（1・2歳）</td><td>43</td><td>43</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr><tr><td>2号（3歳以上）</td><td>28</td><td>20</td><td>27</td><td>23</td><td>19</td></tr></table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	入所園児数（人）	85	71	70	66	62	3号（0歳）	14	8	6	6	9	3号（1・2歳）	43	43	37	37	37	2号（3歳以上）	28	20	27	23	19
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)																										
入所園児数（人）	85	71	70	66	62																										
3号（0歳）	14	8	6	6	9																										
3号（1・2歳）	43	43	37	37	37																										
2号（3歳以上）	28	20	27	23	19																										

施 策	延長保育事業
内 容	保育所において、18時45分まで延長保育を実施しています。引き続き実施していきます。

事業実績					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					令和6年度 (見込み)
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
	利用人数（人）	76	59	52	49
					48

安

施策	特別保育事業				
内容	幼稚園において、保育の必要性を認めた幼児に対し、平常授業終了後 14 時から 18 時 45 分まで特別保育を実施しています。また、土曜日及び長期休暇中の特別保育も実施しています。引き続き実施していきます。				
事業実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					令和6年度 (見込み)
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
	利用人数（人）	55	61	49	47
					45

安

施策	病児保育事業				
内容	保護者が就労している場合などに、子どもが病気のため集団保育等が困難な際、病院に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施しています。平成 28 年度より尾木医院へ委託し、尾木医院 病児・病後児保育所「ベビーキッズ」を実施しています。引き続き実施していきます。				
事業実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					令和6年度 (見込み)
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1
	利用人数（延べ人数）	5	8	0	7
					11

施 策	ショートステイ																						
内 容	保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行っています。件数は少ないですが、毎年利用希望があり、乳児（2 歳未満）の委託先も増やしています。引き続き受け入れ体制を整えていきます。																						
事業実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数（か所）</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>利用人数（人）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>						令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	実施箇所数（か所）	1	2	2	2	2	利用人数（人）	0	0	0	0	1
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)																		
実施箇所数（か所）	1	2	2	2	2																		
利用人数（人）	0	0	0	0	1																		

施 策	障害児保育事業																
内 容	障がい児の受け入れに対し、きめ細かい保育・教育ができるよう加配保育士等の配置を行っています。引き続き実施していきます。																
事業実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数（か所）</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>						令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)												
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1												

施 策	園庭開放事業																						
内 容	就学前の未就園児を対象に、保育所において月 1～2 回実施しています。「ほっとママクラブ」の名称で、子育て相談や交流の場の提供・交流促進等を行っています。引き続き実施していきます。																						
事業実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施箇所数（か所）</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>回数（回）</td><td>0</td><td>7</td><td>11</td><td>13</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>						令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1	回数（回）	0	7	11	13	10
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)																		
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1																		
回数（回）	0	7	11	13	10																		

(3) 子どもの教育環境の整備

教

施 策	幼稚園の運営					
内 容	国が定める運営及び設置基準により、幼稚園の運営を実施しています。現在、芸西村の幼稚園は2年間の教育となっており、3歳児は対象外となっています。園舎の建て替え時に保育所と統合し、認定こども園を開所予定です。					
事 業 実 績						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	入所園児数（人） （1号（3歳以上））	55	60	51	48	49

教

施 策	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用
内 容	学校教育分野において、地域の人材等を活用し、地域の伝統文化の継承や歴史、産業等を学ぶ地域学習の充実に努めています。地域の人材バンクを活用し、地域学校協働本部事業等での活動支援や放課後学習の指導を実施しています。引き続き実施していきます。

教

施 策	芸西村教育研究協議会
内 容	研究テーマを「やさしく・たくましく・自立した子どもの育成をめざして」とし、保・幼・小・中の連携を通じた、学力・体力・食育・読書の向上に取り組んでいます。具体的には、全国学力・学習状況調査及び高知県学力定着状況調査の分析や英語の小中交流事業、読書活動の推進、学校生活の中に体を動かすことを体育の授業以外に取り入れたり、料理教室の開催をしたりしています。 今後も引き続き事業は実施予定ですが、内容については年度毎の課題を解決できるよう精査し、事業を実施していきます。

施 策	学校給食事業
内 容	学校給食では地元の食材をできるだけ使用し、地産地消の充実に取り組んでいます。また、児童にさやえんどうのさや剥きや田植え・稲刈りのほか芸西村の伝統産業に触れることのできる甘藷刈り、製糖体験の機会を提供するとともに、田植え・稲刈りした米や作った黒糖を給食に使用するなど食育推進に努めています。引き続き実施していきます。

施 策	保育所での教育的取組
内 容	保育所は、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていますが、教育的取組については、保・幼・小・中と連携しながら、学力・体力・食育・読書の向上に取り組んでいます。具体的には、生活リズムの定着を目指して生活チェックカードの活用、絵本の紹介やボランティアによる読み聞かせ等の読書活動（親子読書）推進、体を動かす遊びの研修を通して保育に積極的に取り入れています。 また、保育士の資質向上、家庭の教育力向上を目指し、講師を招聘しての園内研修や家庭教育学級、保育所と家庭の相互理解を願って一日保育士体験事業を実施しています。引き続き実施していきます。

施 策	教育・保育の質の向上のための取組
内 容	保育士等への研修会を継続して実施しています。今後も教育・保育の質の向上を目指し、引き続き実施していきます。

施 策	認定こども園への移行支援
内 容	現在、本村には認定こども園はありませんが、園舎の建て替えに伴い、芸西保育所と芸西幼稚園を統合し、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」を開所します。 認定こども園へスムーズに移行できるよう、体制面を含めた移行のための準備を行っていきます。

基本目標 2. 親と子が健やかに暮らせる環境づくり

(1) 健全育成の推進

施 策	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）																																																											
内 容	共働き家庭等、留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図るため、芸西小学校において余裕教室等を利用した「かっぱ児童クラブ」を実施しています。月曜日から土曜日までの放課後の時間帯及び夏・冬休み中についても実施しています。 今後も引き続きニーズの把握に努め、必要に応じて余裕教室等の活用や開所時間・期間等の検討を行っていきませんが、人員不足が課題となっているため、支援員の確保に努めていきます。さらに、児童が放課後児童クラブでの生活を通して、社会性や主体性を身に付けることができるよう育成支援に努めるとともに、その内容を保護者や地域住民へ周知する方策について、運営協議会等により検討していきます。 また、放課後児童クラブの利用者数は近年増加傾向にあり、今後も一定の人数で推移していくことが予測されますが、虐待やいじめ等を受けた児童、発達障害を抱える児童等の特別な配慮が必要な児童が利用する場合は、学校、家庭と当該児童の状況を共有する等連携を図っていきます。																																																											
事 業 実 績	<table><tr><th></th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度 （見込み）</th></tr><tr><td>実施箇所数（か所）</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>利用児童数（人）</td><td>36</td><td>43</td><td>43</td><td>43</td><td>36</td></tr><tr><td> 1 年生</td><td>11</td><td>19</td><td>15</td><td>15</td><td>11</td></tr><tr><td> 2 年生</td><td>15</td><td>9</td><td>18</td><td>18</td><td>9</td></tr><tr><td> 3 年生</td><td>6</td><td>11</td><td>5</td><td>5</td><td>7</td></tr><tr><td> 4 年生</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td> 5 年生</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td> 6 年生</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>							令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （見込み）	実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1	利用児童数（人）	36	43	43	43	36	1 年生	11	19	15	15	11	2 年生	15	9	18	18	9	3 年生	6	11	5	5	7	4 年生	3	1	4	4	4	5 年生	1	3	0	0	0	6 年生	0	0	1	1	0
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （見込み）																																																							
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1																																																							
利用児童数（人）	36	43	43	43	36																																																							
1 年生	11	19	15	15	11																																																							
2 年生	15	9	18	18	9																																																							
3 年生	6	11	5	5	7																																																							
4 年生	3	1	4	4	4																																																							
5 年生	1	3	0	0	0																																																							
6 年生	0	0	1	1	0																																																							

施 策	放課後子ども教室推進事業																		
内 容	協働活動リーダーを配置し、村内の子どもを対象に、「げいせい遊学教室」を実施しています。月曜日は村立生涯学習館で、水曜日は芸西小学校体育館で放課後の時間帯を活用し、自主学習や読書、室内遊びなど放課後の居場所の提供をしています。小学校体育館の活動日には民生委員も参加し、見守りを実施しています。 また、長期休暇時には、特別プログラムを組んで実験教室や物づくり教室を開催し、放課後児童クラブとの連携を図っています。事業内容、周知方法については、運営委員会で協議を行っています。 協働活動リーダーにおいては、県が実施する研修等に参加し指導力向上に努めていますが、人員不足が課題となっており、担い手の発掘や地域人材の活用等に努めていきます。																		
事 業 実 績	<table><tr><th></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度 (見込み)</th></tr><tr><td>実施箇所数（か所）</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>利用人数（人）</td><td>1,542</td><td>1,600</td><td>1,953</td><td>1,606</td><td>1,620</td></tr></table>		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)	実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2	利用人数（人）	1,542	1,600	1,953	1,606	1,620
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)														
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2														
利用人数（人）	1,542	1,600	1,953	1,606	1,620														

施 策	民生委員・児童委員活動					
内 容	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、子どもの健全育成活動、要保護児童の把握・支援活動等を行っています。さらに児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動も行っています。今後も引き続き保・幼・小・中の行事等への参加を通じて関わりを深め、把握・支援に努めていきます。					
事 業 実 績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	民生委員・児童委員人数（人）	16	16	14	15	17

施 策	子ども会活動事業
内 容	小学生以下を対象に、踊り子連の結成や社会見学や自然体験等の体験学習の場を提供しています。踊り子連については、村内外のイベントに積極的に参加しています。新たな会員を募集していますが会員数は減少傾向にあり、広報に努めています。

施 策	スポーツ少年団事業												
内 容	地域の指導者の協力のもと、活動するスポーツ少年団の支援を行うことで、スポーツを通じて健全な青少年の育成に努めています。定期的に練習を行い、大会等にも参加しています。少子化により、部員の確保が困難になっていますが、引き続き実施していきます。												
事 業 実 績	<table><tr><th></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度 (見込み)</th></tr><tr><td>スポーツ少年団数 (団体)</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)	スポーツ少年団数 (団体)	3	3	3	3	3
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)								
スポーツ少年団数 (団体)	3	3	3	3	3								

施 策	青少年育成村民会議の活動支援
内 容	当団体の活動支援を通し、青少年の非行防止等の活動を進めています。また、社会教育として、スポーツ教室（サッカー、卓球、フレスコボール、スナックライン等）、新春山登り体験学習やスポーツを通じて健全な青少年の育成を助ける活動を行っています。引き続き実施していきます。

(2) 母子及び乳幼児の健康増進

安

施 策	母子健康手帳の交付					
内 容	妊娠届の提出時に、妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、問診及び健康相談を全員に対して行っています。体調不良等で来所できない場合は訪問するなど個別の状況に合わせ、母子健康手帳交付時にしっかり面談し妊婦訪問について説明することで、継続した支援に努めています。引き続き実施していきます。					
事 業 実 績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	母子健康手帳交付数 (件)	17	21	11	13	20

安

施 策	妊婦健康診査の実施					
内 容	妊産婦の疾病異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出産のため、健康診査について、妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を交付することで助成を行っています。 また、未受診者がいないか確認し、適宜医療機関と連携を図っています。引き続き、健やかな妊娠と出産のために実施していきます。					
事 業 実 績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象妊婦数(人)	23	25	23	19	25
	利用回数(延回)	182	175	187	122	190

施 策	妊産婦・新生児訪問事業					
内 容	新生児と母親すべてを支援するために、訪問指導を行っています。新生児の入院や遠方への里帰り以外は、生後 1 か月以内に全員訪問できています。維持できるよう引き続き実施していきます。					
事 業 実 績	【妊婦・産後訪問】					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	対象家庭数（件）	33	33	25	26	23
	訪問件数（延件）	77	62	39	76	69
	【妊婦・新生児訪問】					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	対象家庭数（件）	23	23	24	23	26
	訪問件数（延件）	30	28	31	28	30

施 策	乳幼児健診事業					
内 容	4～5 か月・6～7 か月・1 歳～1 歳 1 か月の乳幼児を対象に身体測定・問診・観察・診察等で心身、運動、言語の発達確認を行っています。健診時の栄養相談に離乳食教室を組み合わせることで、乳児期の大きな課題となる離乳食についての支援を行っています。令和7年度から4～5 か月健診は乳児一般健康診査受診券を使い、医療機関での受診となります。					
事 業 実 績	【4～5 か月健診】					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象者数（人）	14	16	19	11	11
	受診者数（人）	14	16	19	10	11
	受診率（％）	100	100	100	90.9	100
	【6～7 か月健診】					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象者数（人）	17	18	16	14	11
	受診者数（人）	17	16	16	14	11
	受診率（％）	100	88.8	100	100	100
	【1 歳～1 歳 1 か月健診】					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	対象者数（人）	19	16	22	20	13
	受診者数（人）	19	15	21	19	13
	受診率（％）	100	93.7	95.4	95.0	100

施 策	1 歳 6 か月・3 歳児健康診査事業					
内 容	1 歳 6 か月及び 3 歳の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科検診、発達相談等を行っています。また、必要に応じて発達支援、子育て支援を継続的に行っています。引き続き実施していきます。					
事 業 実 績	【1 歳 6 か月健診】					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	対象者数 (人)	19	18	18	22	14
	受診者数 (人)	18	19	18	20	16
	受診率 (%)	94.7	105	100	90.9	114.2
	【3 歳児健診】					
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	対象者数 (人)	24	23	22	23	17
	受診者数 (人)	23	25	22	23	17
	受診率 (%)	95.8	108	100	100	100

施 策	予防接種事業					
内 容	定期予防接種の問診票の送付及び予防接種への正しい知識の啓発をしています。保護者への受け方の説明や郵送時の添付文書等について工夫しています。引き続き接種勧奨を行い、知識・受診啓発を実施し、接種率向上に努めていきます。 また、任意予防接種助成の拡大等についても検討していきます。					

施 策	妊婦歯科健診事業【新規】
内 容	歯周病等疾病の早期発見及び早期治療を促進し、早産予防を行うことをもって周産期の妊産婦と児の健康の保持増進のため、妊婦歯科健康診査受診票を交付し、助成を行っています。電話相談・訪問等で受診勧奨することで、受診率向上を図ります。

施 策	産後ケア事業【新規】
内 容	支援が必要な産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児のサポート等きめ細やかな支援を行うことにより、安心して子育てができる環境を整えていきます。すでに行っている訪問型に加え、デイサービス型・宿泊型を行い、利用者のニーズに対応していきます。

施 策	歯科指導事業【新規】
内 容	保育所・幼稚園での親子歯磨き指導、小中学校での学年毎のブラッシング指導を通して、幼児期から齲歯予防を視点とした対策に継続的に取り組み、齲歯有病者率・ひとり平均齲歯本数を抑制することで、口腔の健康増進はもちろん、生活習慣病予防にもつなげていきます。

施 策	小児生活習慣病予防健診事業【新規】
内 容	小学校4年生と中学校1年生に対し、健康教育と採血を伴う健診を実施しています。子どもの時に身に付いた生活習慣は成人後も続くことが多く、思春期に子どものヘルスリテラシー（生活習慣・生活状況を変え、健康を向上させる行動をとるための知識・スキル・自信）の向上を促すことで、子どもたちが早い時期に生活習慣病になってしまうことを予防し、成人期の健康増進につなげます。令和7年度からは高校1年生にも対象を拡充していきます。

基本目標 3. 子どもと子育てにやさしい環境づくり

(1) 子育て支援の環境整備及び安全確保

施 策	児童遊び場整備補助事業
内 容	地域住民が自ら地域児童に対し健全な子育てを支援する目的で、児童の遊び場を整備する場合にその整備に要する経費の一部について補助しています。引き続き実施していきます。

施 策	交通安全教室					
内 容	警察署、交通安全指導員の協力のもと保・幼・小において交通安全教室を開催し、交通事故に対する意識を高めるとともに交通ルールや信号の正しい渡り方を学び、実際の生活の中で活かせるよう促しています。					
事業実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
	実施回数(回)	4	4	4	4	4
	参加人数(人)	180	198	185	137	167

施 策	通学路の交通安全の確保
内 容	通学路の交通安全を確保するため、行政、教育機関、警察、PTA等を構成員とする協議会を設置し、危険個所の合同点検や安全対策の実施、効果の検証、対策の改善等の協議を行っています。今後も関係機関と連携し、継続した通学路の交通安全対策を実施していきます。

施 策	防犯ブザー貸与					
内 容	芸西小学校 に在籍する者に、登下校等の防犯用具として活用するため、防犯ブザーを無償で貸与しています。引き続き実施していきます。					
事 業 実 績		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
	貸与数（個）	80	85	50	56	32

(2) 支援を必要とする児童・家庭へのきめ細やかな取組

教 安 就 経

施 策	子どもの貧困問題に対する施策の推進
内 容	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう総合的に支援を推進していきます。関係機関が連携し、生活保護世帯やひとり親を中心に問題を抱える家庭に対して教育、生活、就労、経済的支援を行います。 保育所、幼稚園、小・中学校、各部署が連携するとともに、民生委員・児童委員等地域からの情報収集を行い、支援対象者の早期把握に努めます。 支援対象者の抱える課題をアセスメントし、課題克服に向けて包括的・継続的な支援を行います。

安

施 策	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成
内 容	行政や教育機関、警察署や児童相談所等の関係機関によって構成され、要保護児童についての情報交換や支援内容を協議しています。連携して早期介入に努めていますが、近年は課題が多様化しているため、対応策の検討を進めていきます。

施 策	子どもの権利擁護の推進
内 容	要保護児童対策地域協議会や子ども支援部会等において、養育支援が必要な家庭や児童虐待が危惧される家庭を把握し、関係機関の連携のもと早期対応に努めています。体罰や暴力（DV 等含む）、ネグレクトに該当する事例などから子どもが守られるよう、子どもの権利擁護を推進していきます。

安

施 策	特別支援教育
内 容	「ひまわりの会」の名称で、保育所・幼稚園・小学校・中学校・行政が連携し、不適切な養育環境にいる子どもたちや発達障害等課題のある子どもたちとその保護者に対して 15 年を通じて一貫した支援ができる体制をつくり、適切な子育て支援を行っています。また、自立支援協議会に「子ども支援部会」を設置し、特別な支援の必要な子どもに切れ目のない支援が行える体制を整えるなど、継続した支援を行っています。引き続き実施していきます。

施 策	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築
内 容	現在は対象児（日常的に人工呼吸器を装着している等医療が必要な子ども） がいないため未実施ですが、今後必要に応じて対応していきます。

施 策	日本語での意思疎通が難しい子どもの家庭に対する支援
内 容	現在は対象児（外国からの移住者等）がいないため未実施ですが、今後必要 に応じて対応していきます。

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

芸西村では、一つの行政区域、芸西村一円を教育・保育提供区域として設定します。

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

芸西村では、計画期間について「量の見込み」に対応するよう「確保方策」を定め、既存の施設を活用して対応していきます。量の見込みについては、現在の教育・保育の利用状況を基本とし、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

（1）認定区分について

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて設定した上で、給付を支給します。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能施設
1号認定	3－5歳	保育の必要性なし	幼稚園
2号認定	3－5歳	保育の必要性あり	幼稚園、保育所
3号認定	0－2歳	保育の必要性あり	保育所

(2) 教育・保育事業

①教育事業

3歳児の教育的ニーズが出ているため、計画に組み込み、年度毎に見直しを検討していきます。それまでの確保方策として保育所での教育的部分の充実をより一層図っていくとともに、園庭開放を積極的に行っていきます。

(単位：人)

芸西幼稚園	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	46	44	38	44
確保方策	60	60	60	60	60

②保育事業

現状の施設で対応していきます。

(単位：人)

保育所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3 - 5歳 (2号認定)	量の見込み	18	17	19	21	19
	保育利用率	26.9%	26.9%	30.1%	35.5%	31.1%
	確保方策	30	30	30	30	30
1歳 (3号認定)	量の見込み	12	19	17	19	17
	保育利用率	70.5%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	25	25	25	25	25
2歳 (3号認定)	量の見込み	18	18	20	18	20
	保育利用率	100%	100%	100%	100%	100%
	確保方策	25	25	25	25	25
0歳 (3号認定)	量の見込み	5	10	10	10	10
	保育利用率	31.2%	53.3%	50.0%	53.3%	57.1%
	確保方策	15	15	15	15	15

※保育利用率＝量の見込み÷推計人口

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所において延長保育を実施しており、現在の体制を維持していきます。

（単位：人）

1 か所	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	53	64	66	68	66
確保方策	95	95	95	95	95

(2) 一時預かり事業

①幼稚園型

幼稚園において平常授業終了後、特別保育を実施しており、現在の体制を維持していきます。

（単位：人日）

芸西幼稚園	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	12,556	13,432	12,848	11,096	12,264
確保方策	12,556	13,432	12,848	11,096	12,264

②幼稚園型以外

芸西村では現在、保護者の就労・病気等により、家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育所等で受け入れ、保育を行う当該事業を実施していません。現在ニーズはありませんが、今後あがった場合は随時検討していきます。

(3) 病児・病後児保育事業

現在の体制を維持していきます。

（単位：人日）

1 か所	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保方策	100	100	100	100	100

(4) ファミリー・サポート・センター

芸西村では現在、乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う当該事業を実施していません。現在ニーズはありませんが、今後あがった場合は随時検討していきます。

(5) ショートステイ

毎年利用希望があり、委託先を増やして、引き続き受け入れ体制を整えていきます。

(単位：人日)

1 か所	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	28	28	28	28	28
確保方策	28	28	28	28	28

(6) 地域子育て支援拠点事業

芸西村では現在、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う当該事業の代替として、未就園児の親子との交流や育児相談等を園庭開放とあわせて行っています。今後も現在の体制を維持していきながら、ニーズがあがった場合は随時検討していきます。

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

引き続き、現在の体制を維持していきます。

活動事業計画については、運営委員会で協議した内容を反映し計画します。事業周知については、毎月保護者へインターネットを通じて周知していきます。

(単位：人)

1 か所		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	低学年	38	38	38	38	38
	1 年生	15	15	15	15	15
	2 年生	13	13	13	13	13
	3 年生	10	10	10	10	10
	高学年	7	7	7	7	7
	4 年生	5	5	5	5	5
	5 年生	1	1	1	1	1
	6 年生	1	1	1	1	1
確保方策		45	45	45	45	45

(8) 放課後子ども教室推進事業

引き続き、現在の体制を維持していきます。

活動事業計画については、運営委員会で協議した内容を反映し計画します。

(単位：日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	44	43	42	43	42
確保方策	44	43	42	43	42

(9) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

引き続き、現在の体制（長期休暇時の特別プログラムでの実施）を維持していきます。

(単位：か所)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(10) 利用者支援事業

妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない細やかな支援を行う拠点として、令和 3 年度から利用者支援事業（母子保健型）として子育て世代包括支援センターを健康福祉課内に開設し、現在は利用者支援事業（子ども家庭センター型）の母子保健機能（経過措置）として、保健師等専門職が各課や関係機関と連携しながら、妊娠・出産・育児に関する情報提供、相談、必要な支援を行っていきます。令和 8 年度以降は子ども家庭センターへの移行を予定しています。

(単位：か所)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	(1) 母子保健機能のみ	1	1	1	1

(11) 妊婦健康診査事業

現在実施している事業で対応します。

(単位：人回)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	150	150	150	160	160
確保方策	150	150	150	160	160

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

現在の体制を維持していきます。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15	15	15	20	20
確保方策	15	15	15	20	20

(13) 養育支援訪問事業

現在の体制を維持していきます。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者の負担軽減を図るため、教育・保育施設が実費負担の部分について公費による補助を行う当該事業については、芸西村では実施していません。今後必要に応じて検討していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

芸西村では現在、特定教育・保育施設（村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業を実施していません。今後必要に応じて検討していきます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援する事業です。令和7年度からの事業の実施は予定していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(17) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童に対して、安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行う事業です。令和7年度からの事業の実施は予定していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(18) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて支援を行う事業です。令和7年度からの事業の実施は予定していませんが、ニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまでの間、妊婦やその家族が安心して過ごせるように支援するための取組であり、地方自治体が中心となり、以下のような支援を提供します。

伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回の面談を通じて、妊婦やその家族に必要な情報提供や相談支援を行います。

経済的支援：妊娠届出時と出生届出時に、それぞれ5万円相当の経済的支援を提供します。

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	44	48	52	56
確保方策	40	44	48	52	56

(20) 産後ケア事業

出産後の母親と赤ちゃんの健康と幸福を支えるための重要な取組で、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援する事業です。

(単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	65	70	75	80	85
確保方策	65	70	75	80	85

(21) こども誰でも通園制度

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、すべての子育て家庭を対象としており、子どもの成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子どもたちとふれあう機会を提供することを目的としています。令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施していきます。

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

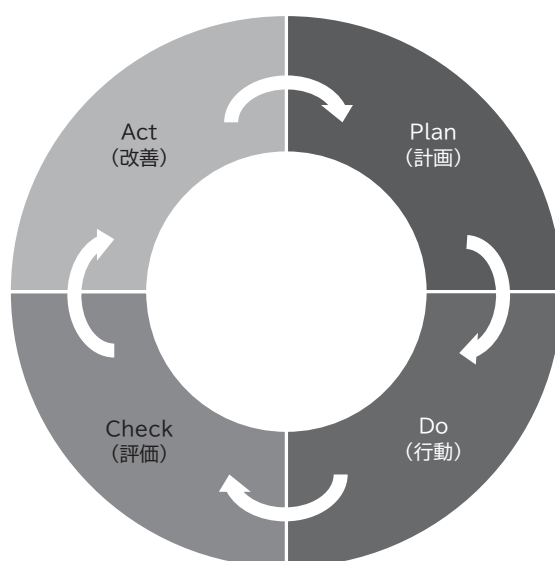
子ども・子育て支援は、地域社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、子育てに関わる家庭・地域を含めた関係機関がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、取り組むことが重要です。

このため、福祉分野・教育分野だけでなく多岐にわたる分野の関係機関と連携を図りながら子育て支援に努めます。

2. 計画の進捗状況の管理

計画の進捗管理は、「芸西村子ども・子育て会議」において毎年行うものとし、施策や見込みの達成状況、得られた成果について評価します。そして、子ども・子育て支援施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていくPDCAサイクルによる管理を行います。

◇PDCAサイクル◇



第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画

発 行：芸西村教育委員会

〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

電 話：0887-33-2400

F A X：0887-32-2014

